

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和3年9月

神戸市人事委員会



神戸市会議長 坊 恭 寿 様

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市人事委員会

委員長 芝 原 貴 文

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、別紙第2のとおり勧告します。

また、同法第8条の規定に基づき、職員の人事管理について別紙第3のとおり報告します。

この勧告に対し、その実現のため、所要の措置を執られるよう要望します。

目 次

別紙第1 職員の給与に関する報告

	頁
1 報告の概要	1
2 本市職員と民間企業の従業員の給与比較	2
3 結び	9
(参考) 人事院勧告の概要(給与勧告の骨子)	11

別紙第2 勧告

13

別紙第3 職員の人事管理に関する報告

1 多様な人材の確保及び育成	15
2 働き方改革と勤務環境の整備	17
3 高齢期雇用	22
4 職員の服務規律	23
5 結び	23
(参考) 人事院報告の概要等(公務員人事管理に関する報告の骨子、 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見 の申出の骨子)	24

参考資料

参考資料目次	28
第1部 市職員給与等の実態	29
第2部 民間給与等の実態	52
第3部 労働経済指標	66
(参考) 給与等報告・勧告の手順	68

職員の給与に関する報告

1 報告の概要

給与報告・勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられており、本市職員の給与を社会一般の情勢に適応させる機能を有している。この制度は、人材の確保や労使関係の安定、そして円滑な行政運営維持の基盤となっている。

近年の勧告では、平成 26 年度以降、月例給、特別給ともに引上げとなっていたが、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により企業活動が大きな影響を受ける中、月例給は 7 年ぶりの据置き、特別給は 10 年ぶりの引下げとなった。

本年の民間給与実態調査は、民間の本年 4 月分の給与及び昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に支給された特別給を詳細に調査した。

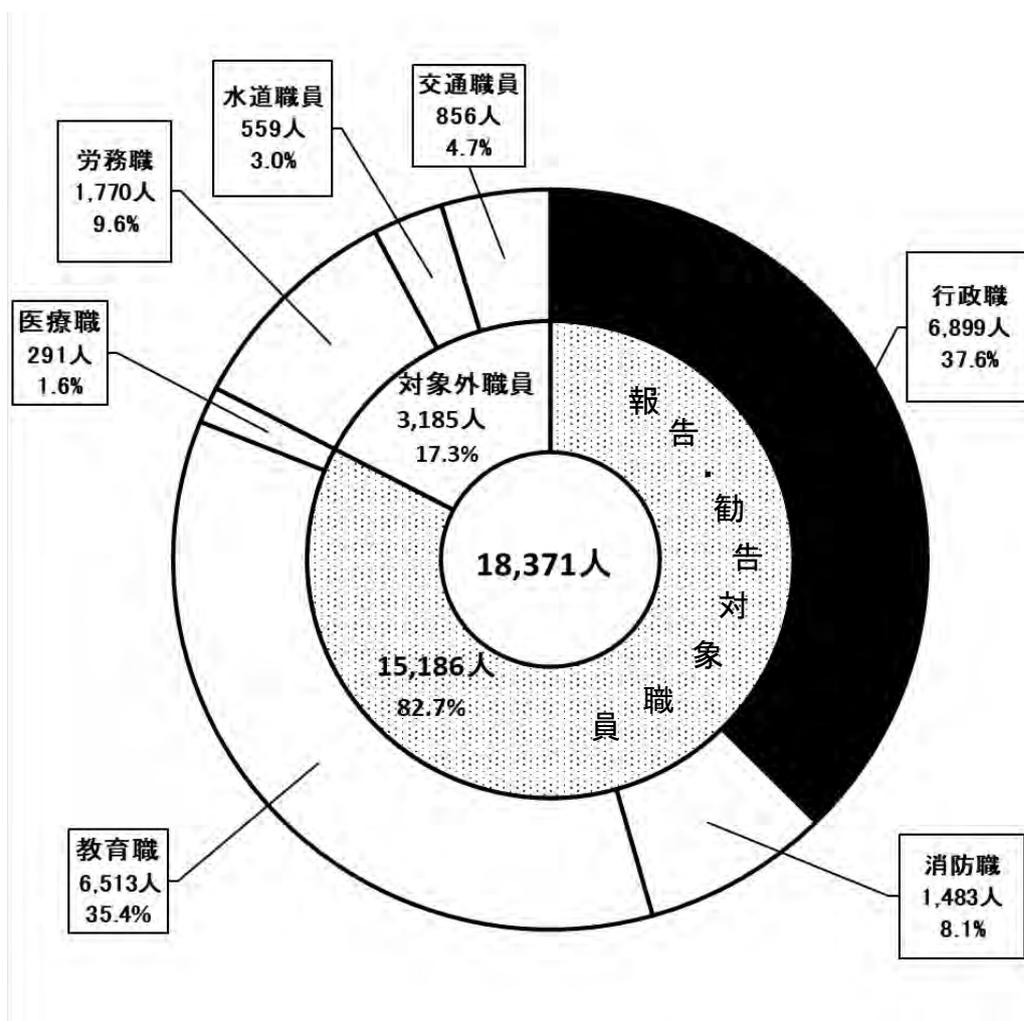
この結果をもとに、本市職員の給与と民間企業の従業員の給与とを比較したところ、月例給については職員の給与と民間の給与がほぼ均衡していることから、改定の勧告を見送ることとした。また、特別給については、本市職員の特別給の年間支給月数が民間事業所の支給月数を上回っているため、0.15 月分の引下げを勧告することとした。

2 本市職員と民間企業の従業員の給与比較

(1) 職員の給与の状況

本委員会は、本年4月現在における本市職員の給与等について把握するため、職員給与実態調査を実施した。調査対象となった職員のうち、勧告対象職員は、一般職の職員のうち行政職、消防職、教育職、医療職(計15,186人)である。

図1 給料表別職員数



(参考資料 p.29、p.30 参照)

勧告対象外職員について

労務職、水道職員及び交通職員については、団体協約締結権を有しているため、労働基本権制約の代償措置である給与勧告の対象外となっている。

また、行政職職員から令和3年4月の新規採用者等を除いた較差比較対象職員は、6,654人で、平均年齢は41.7歳であり、給与の状況は第1表に示すとおりである。

第1表 職員の給与の状況（較差比較対象職員）

項 目		令和3年	(参考)令和2年
平均 給 与 月 額	給 料	328,099円	328,060円
	扶 養 手 当	8,884円	9,040円
	地 域 手 当	41,718円	41,720円
	管 理 職 手 当	10,655円	10,544円
	住居手当等	5,617円	5,541円
	合 計	394,973円	394,905円

(注) 1 令和3年度の給料については、令和3年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額を含む。

2 住居手当等とは、住居手当と単身赴任手当の合計額である。

(参考：行政職職員の状況)

項 目		令和3年	(参考)令和2年
職 員 数		6,899人	6,992人
平 均 年 齢		41.2歳	41.1歳
平均勤続年数		17.6年	17.6年
平均扶養親族数		0.76人	0.77人
男女別構成比		男性56.8% 女性43.2%	男性57.4% 女性42.6%
学 歴 別 構 成	大 学 卒	74.0%	73.3%
	短 大 卒	7.6%	7.8%
	高 校 卒	17.8%	18.2%
	中 学 卒	0.6%	0.6%

(2) 民間事業所の給与の状況

本委員会は、本市職員と神戸市内の民間企業の従業員の給与水準を比較するため、人事院等と共同で「令和3年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査は、正規の従業員数が企業全体で50人以上、かつ、支店等の事業所単位で50人以上である民間の事業所を調査対象事業所として、全国統一の内容、方法で行ったものである。(参考資料 p.52 参照)

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、第2表に示すとおり、昨年度に比べて大学卒、高校卒ともに減少しており、初任給を据え置いた事業所の割合が最も大きくなっている。

第2表 民間における初任給改定の状況 (単位：%)

	増額	据置き	減額
大学卒	32.8 (45.7)	66.0 (54.0)	1.2 (0.3)
高校卒	27.2 (46.1)	72.8 (53.9)	0.0 (0.0)

(注) 1 増額、据置き、減額は、採用ありと答えた事業所を100としたときの割合である。

2 () 内は、昨年度の数値である。

イ 給与改定の状況

本年1月以降に、ベースアップを実施した事業所は、第3表に示すとおり、昨年度に比べて係員、課長級ともに減少した。また、ベースダウンを実施した事業所は、昨年度に比べて増加している。

第3表 民間におけるベース改定の実施状況 (単位：%)

	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係員	26.8 (30.6)	21.3 (20.4)	2.9 (0.0)	49.0 (49.0)
課長級	24.6 (27.3)	18.6 (19.0)	3.0 (0.0)	53.8 (53.7)

(注) () 内は、昨年度の数値である。

次に、本年1月以降に、定期昇給を実施した事業所は、第4表に示すとおり、昨年度に比べて減少している。また、昇給額については、昨年度と比べて変化した事業所が減少し、変化のない事業所が増加している。

第4表 民間における定期昇給の状況

(単位：%)

	定昇制度あり						定昇 制度 なし
	定昇 実施	増 額			定昇 停止		
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	87.5 (88.4)	84.4 (86.3)	16.8 (17.5)	7.4 (12.1)	60.2 (56.7)	3.1 (2.1)	12.5 (11.6)
課長級	83.7 (84.0)	80.5 (81.8)	14.9 (16.4)	7.2 (13.8)	58.4 (51.6)	3.2 (2.2)	16.3 (16.0)

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

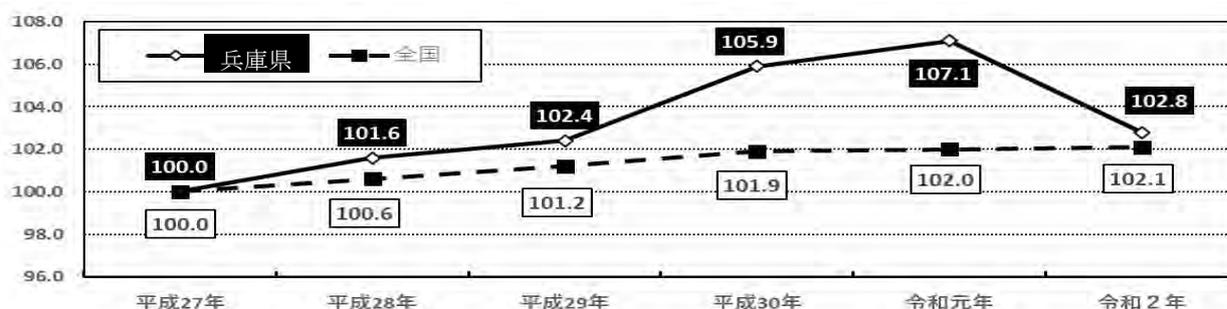
2 () 内は、昨年度の数値である。

(3) 賃金・雇用情勢等

ア 民間賃金指標の動向

「毎月勤労統計調査」(厚生労働省・兵庫県)によると、図2に示すとおり、所定内給与の指数(平成27年暦年平均=100)は、令和2年平均は兵庫県で102.8と昨年より4.3ポイント低下している。全国は102.1と昨年より0.1ポイント上昇している。また、参考までに、令和3年4月においては、兵庫県は105.4で、前年同月(102.0)より3.4ポイント上昇しており、全国は103.9で、前年同月(102.8)より1.1ポイント上昇している。

図2 賃金水準の動向(暦年平均)

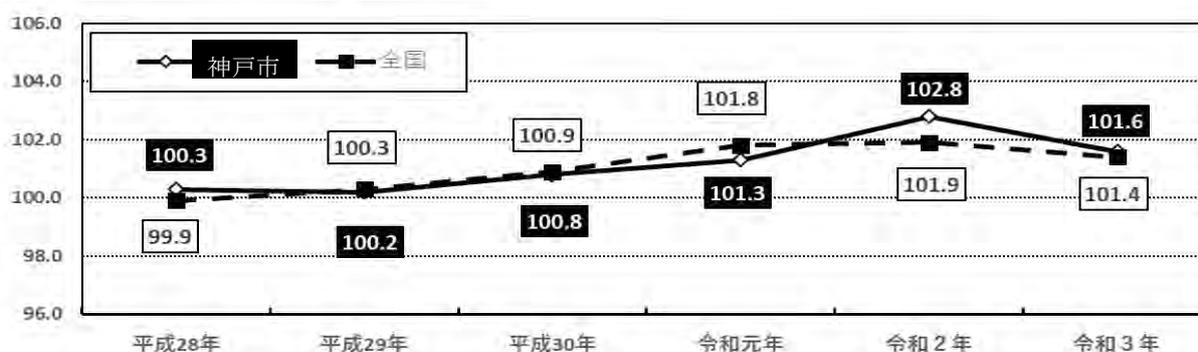


(注) 全国、兵庫県ともに、平成27年暦年平均を100とした指数。企業規模30人以上の事業所における常用労働者の所定内給与である。

イ 物価の動向

令和3年4月の神戸市の消費者物価指数(総務省・兵庫県)は、図3に示すとおり101.6となり、昨年より1.2ポイント低下している。

図3 消費者物価指数の推移(各年4月)

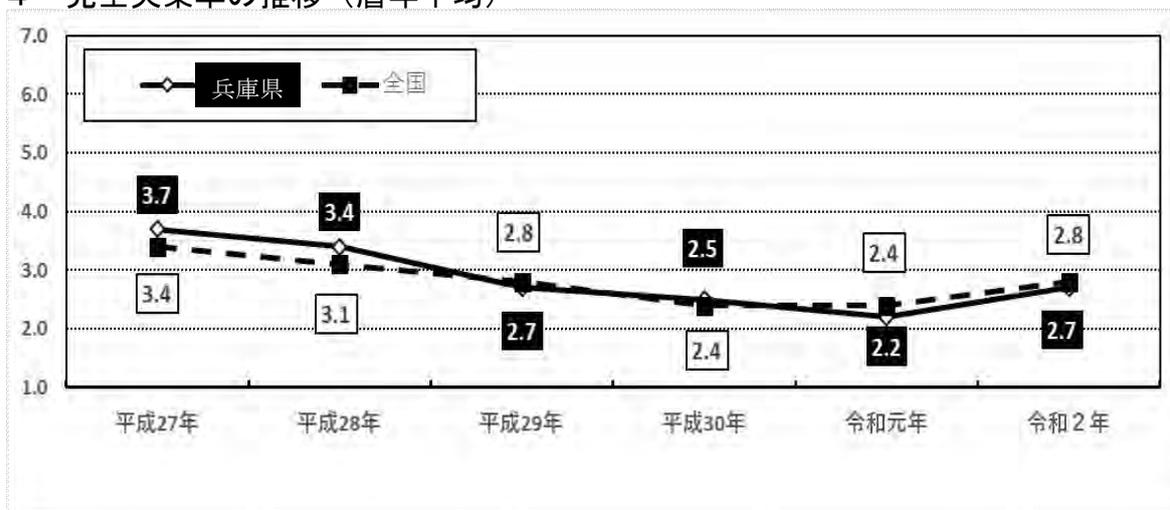


(注) 全国、神戸市とも、平成27年暦年平均を100とした指数である。

ウ 雇用情勢等

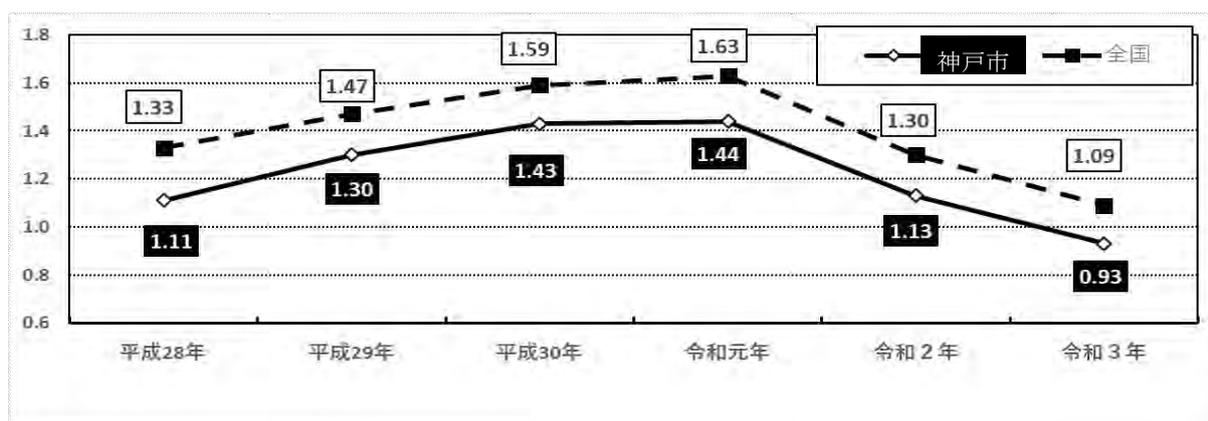
「労働力調査」（総務省）によると、図4に示すとおり、完全失業率は令和元年までは、改善が見られていたが、令和2年においては、兵庫県は2.7%、全国は2.8%と悪化している。

図4 完全失業率の推移（暦年平均）



また、「職業安定業務統計（一般職業紹介状況）」（厚生労働省）によると、神戸市の有効求人倍率は、図5に示すとおり、0.93倍となり、全国と同様に低下している。

図5 有効求人倍率の推移（各年4月）



（注）有効求人倍率とは、公共職業安定所で扱う求職者及び求人数のデータから、1人の求職者に対して、どれだけの求人があるかを示す指標である（有効求人数／有効求職者数）。全国は季節調整値、神戸市は原数値である。

(4) 民間給与との比較結果

ア 月例給

本市職員の給与と市内民間企業の従業員の給与を役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士で比較した結果は第5表に示すとおりであり、本市職員の給与は、民間企業の従業員の給与を一人当たり86円(0.02%)上回っている。

第5表 比較の結果

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (C)=(A)-(B) ((C)/(B)*100)
394,887円	394,973円	△86円(△0.02%)

(注) 給与は、給料、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当等で比較

イ 特別給(期末・勤勉手当)

昨年8月から本年7月までの1年間において、市内民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第6表に示すとおり、平均所定内給与月額4.30月分(昨年は4.45月分)に相当しており、本市職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数(4.45月)は、民間事業所の支給月数を0.15月分上回っている。

第6表 民間における特別給の支給状況

特別給の支給割合	下半期	2.03月分
	上半期	2.27月分
年 間		4.30月分

(注) 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

〈参考〉

本市職員の現行の支給月数

特別給の支給月数	6月期	2.225月
	12月期	2.225月
年 間		4.45月

3 結 び

本市職員の給与をめぐる諸状況は以上述べたとおりである。

本市職員の月例給と市内民間企業の従業員の月例給を比較すると、本市職員の月例給が民間企業の従業員の月例給を 86 円 (0.02%) 上回っているが、ほぼ均衡している状況である。

また、特別給（期末・勤勉手当）については、本市職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.45 月）が市内民間事業所の支給月数（4.30 月）を 0.15 月分上回っている状況である。

したがって、本委員会としては、本年度の給与改定の取扱いについて、次のとおりとすることが適切であると判断した。

（1）給料表

本市職員の給与と民間企業の従業員の給与の較差が極めてわずかで、ほぼ均衡していることから、本年度は、行政職給料表の改定を見送ることが適当である。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を勘案し、改定を見送ることが適当である。

（2）特別給（期末・勤勉手当）

支給月数については、市内民間事業所における支給状況及び人事院勧告を考慮のうえ、0.15 月分引き下げる必要がある。

また、本年度 12 月期及び来年度以降の各期における期末手当と勤勉手当の支給割合については、市内民間事業所における支給状況及び人事院勧告を考慮のうえ、見直す必要がある。

再任用職員の特別給についても、人事院勧告を考慮のうえ、所要の措置を講じる必要がある。

支給月数（一般の職員の場合）

	6 月期	12 月期	計
本年度 期末手当	1. 275 月（支給済み）	1. 125 月（現行 1. 275 月）	2. 40 月
勤勉手当	0. 95 月（支給済み）	0. 95 月（改定なし）	1. 90 月
計	2. 225 月	2. 075 月	4. 30 月
来年度 期末手当	1. 20 月	1. 20 月	2. 40 月
以降 勤勉手当	0. 95 月	0. 95 月	1. 90 月
計	2. 15 月	2. 15 月	4. 30 月

（3）改定の実施時期等

（2）については、この改定を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。

(参考) 人事院勧告の概要 (令和3年8月10日)

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15月分) ～

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査 (完了率82.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △ 19円 (0.00%)

[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳]

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月 [公務の支給月数 4.45月]

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	1.275月 (支給済み)	1.125月 (現行1.275月)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	0.95月 (改定なし)
4年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

〔実施時期〕

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

勸 告

本委員会は、別紙第 1 に述べた報告に基づき、職員の給与について、次の措置を執られるよう勧告する。

1 改定の内容

期末・勤勉手当

支給月数及び支給割合について、民間における支給状況及び人事院勧告の内容を考慮のうえ、必要な改定を行うこと。

2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。

(参考) 本市の較差及び特別給の支給月数の推移

年度	月例給		特別給 (月)
	額 (円)	率 (%)	
2 1	△205	△0.05	4.15
2 2	△203	△0.05	3.95
2 3	(△56)	(△0.01)	↓
2 4	△945	△0.22	↓
2 5	(△89)	(△0.02)	↓
2 6	1,014	0.25	4.10
2 7	907	0.22	4.20
2 8	721	0.18	4.30
2 9	237	0.06	4.40
3 0	445	0.11	4.45
元	240	0.06	4.50
2	(△47)	(△0.01)	4.45
3	(△86)	(△0.02)	4.30

(注) 月例給の欄がカッコ書きの年度は月例給の勧告を見送り。

職員の人事管理に関する報告

1 多様な人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

市民ニーズの多様化・高度化・複雑化や、社会の急速な変容に対応するには、多様な人材の確保や育成の取り組みがより重要となってくる。

昨年度から、大学・学生等への効果的なアプローチ、学生短時間雇用やインターンシップの充実、新規採用職員の配置、研修・キャリア形成支援などを総合的に推進する「採用育成チーム」が部局を超えて組成され、本市一丸となって、求める人材の確保・育成に向けた取り組みを進めている。また、本年度からは、「通年募集枠」の新設や社会人採用試験の複数回実施、全国各地の民間施設で個別に筆記試験を受けられる「テストセンター方式」や一部試験でのWEB面接の導入など、多様で有為な人材を確保するため、より受験者のニーズに対応した試験制度へと変更した。その他、イノベーション専門官・デジタル化専門官といった、高度な専門性や識見を有する優秀な民間専門人材を確保するため、「ジョブ型雇用」の推進にも努めているところである。

本年度の試験の実施状況を踏まえ、今後も情勢の変化に機敏に対応しながら、効果的な人材確保施策を検討する必要がある。

(2) 職員研修

研修の実施にあたっては、「神戸市人材育成基本計画」に定める「目指すべき職員像」の実現に向け、①OJT②Off-JT③自己啓発支援を中心に必要な知識・スキルの習得と意欲の醸成を図ることとしている。

本年度は、「交流」「議論」「実践」をキーワードに、講師や参加者同士の交流と議論を通じて得られる「気づき」を活かし、職務上の実践に結び付けることを狙いとして、応対研修やOJTの強化、新規採用職員研修・若手職員研修の充実、eラーニングの拡充等に取り組んでいるところである。

今後もオンライン方式など適宜さまざまな手法を活用しながら、本市職員に求められる資質・能力の向上に資する研修の機会を提供していくことが求められる。特にOJTは人材育成に欠かせないものであり、指導者や新採サポーター向けの研修だけでなく、様々な研修の機会を通じて育成者の能力向上やメニューの充実を図っていく必要がある。また、職員が能力を十分発揮するためには管理職の適切なマネジメントが必要不可欠であり、研修を通じた管理職のマネジメント能力の向上にも努める必要がある。

(3) 人事評価

頑張っている職員が真に報われるような人事・給与制度とすることは、職員が能力を最大限に発揮できる環境づくりやこれからの市政を担う将来有望な人材の確保のためにも重要である。

本市では、人材育成や能力・実績に基づく人事管理の基礎となる人事評価制度について、客観的な評価を担保するための「人事評価調整会議」の設置や評価基準の見直し、評価者研修の実施による評価レベルの向上・均一化など、一層納得性の高い公平・公正な制度運用のための取り組みを進めてきた。

また、昨年度より課長級以上の職員において、人事評価結果の勤勉手当への反映の拡大が行われたが、本年度からは、係長級以下の職員に対しても反映の拡大が行われたところである。

国は本年3月の「人事評価の改善に向けた有識者検討会報告書」を受けて、国家公務員の人事評価について、より能力や実績をきめ細かく把握し、人材育成やマネジメントに活用するための制度改正を行うと発表した。今後、国の検討状況も注視しながら、人事評価結果の人材育成や任用、給与等へのさらなる活用のための検討を進めるとともに、引き続き本市の現状を踏まえたより適切な運用を行うことが求められる。

(4) 昇任意欲の醸成

昨年度、職位ごとの役割を明確にするとともに、その職務・職責に応じた給与制度とする見直しが行われた。係長職の処遇改善に向けての取り組みも

行われているが、引き続き着実に進めていく必要がある。

今後も組織を活性化させるために、係長職・管理職のやりがいや魅力の発信など、昇任意欲の醸成並びにそれを支える環境づくりに引き続き努めるとともに、昇任・昇格選考を適切に実施していくことが求められる。

(5) キャリア形成支援

職員がやりがいを感じながら意欲的に業務に取り組むためには、一人ひとりがキャリアプランを形成し、その実現を支援していくことが重要である。

本市では、庁内インターンシップ制度や庁内フリーエージェント制度・庁内公募制度や同制度における「育児等両立応援枠」の新設及び拡大・専任職制度といった取り組みにより、職員が主体的にキャリアを選択できる機会が提供されている。

これからも、多様な背景を持つ職員が経験や知識を活かしてキャリアについて前向きに考え、その実現を通して生産性の向上や組織全体の活性化につながるような人事異動や支援制度の充実が求められる。

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正と適切な勤務時間の管理

長時間労働の是正は、職員の健康の保持、公務能率の向上、ワークライフバランス、人材の確保といった観点から重要である。本委員会としても、従来から本報告の中で長時間労働の是正について言及し、取り組みを求めてきた。昨年は長時間勤務が目立った部局を対象に人事委員がヒアリングを実施し、その聴取結果を踏まえて本報告で管理監督者、局室区長、任命権者それぞれに対し対応を求めたところであり、本市においても局室区長会議や通知を通じ、全庁的な課題としてより積極的に取り組みが進められている。

こうしたことや、本格的に全庁的な働き方改革の取り組みを行ったことで、一人ひと月あたりの平均時間外勤務や長時間勤務職員については年々減少傾向にあったものの、昨年度においてはコロナ対応の影響等により、いわゆる過労死ラインの目安とされる月 80 時間を超える長時間勤務職員が増加し

ている。

新型コロナウイルス感染症対策を最優先として、全庁を挙げて取り組んでいる中で、各所属の業務量に応じた適切な人員配置に加え、昨年度当初から本年7月上旬までの時点で延べ650名を超える兼務発令や、異動による体制強化、局室区からのカウンターパート方式による応援、保健師の年度途中採用の実施による増員などによる執行体制の強化のほか、任期付職員の活用や業務改善の実行など、新型コロナウイルス感染症対策による職員の負担の増加に対して、様々な対応が行われている。

本委員会としても、このようなコロナ禍による状況を踏まえつつ、毎年実施している適用事業所調査等を通じて、継続的に長時間勤務の実態や各種取り組みの状況を確認し、長時間労働の是正に向け、引き続き必要な対応を行っていく。

なお、時間外勤務の上限を超過しないようにするために賃金不払残業が発生するようなことはあってはならず、管理監督者においては、退勤時間の確認も含め適切な勤務時間の管理に引き続き留意するとともに、時間外勤務の事前命令を徹底する中において、業務の緊急性や必要性を十分に精査するなど、これまで以上にマネジメント能力を発揮する必要がある。

また、局室区長においては、引き続き、自主経営の観点から主体的に所管内の状況を把握し、あらゆる手法により業務の縮減を進めるとともに、適切な人員配置を計画し、これまで以上に所属を超えた横断的な対応を主導するなど、具体的な対応の実行に向けて、強いリーダーシップを発揮されることを期待する。さらに、任命権者においては、今後も局室区の取り組み状況を適宜把握し、必要に応じた制度の創設・改正や、より適切な人員配置を行うことが求められる。職員においても、仕事の必要性を見極め、やり方・進め方の見直しに積極的に取り組むなど、それぞれが業務改善・効率化の意識を高め、具体的な行動に移すことが望まれる。

教職員の長時間労働についても、以前から「神戸市立学校園働き方改革推進プラン」等に基づき、人員体制の強化などによる組織力の充実や学校園業務の適正化、ICTの活用や事務処理支援による教職員の事務負担の軽減等に

取り組んできたところであるが、在校等時間の上限等に関する昨年の条例・規則改正の趣旨を踏まえ、引き続き教職員の働き方に対する意識改革に取り組むとともに、着実に多忙化解消に向けた業務改革を進めていく必要がある。

（２）多様な働き方の推進

人口減少や超高齢化社会といった社会的課題に直面しつつも、市民目線・市民本位で持続可能な市政運営を行っていくためには、業務の廃止・見直しやデジタル化の推進等による業務の効率化とともに、職員一人ひとりが活き活きとその能力を最大限に発揮できるための環境づくりが必要不可欠である。様々な背景を持つ職員がその意欲に応じて個性と能力を発揮できるよう、ワークライフバランスに配慮した一層柔軟な制度と仕組みづくりに取り組んでいくことが求められる。

本市における女性職員の活躍推進に関しては、本年３月に策定された第２期の「神戸市女性職員の活躍推進計画」において、課長級以上の職員に占める女性職員の割合を令和７年度末に 25.0%に引き上げることを目標とし、気兼ねなく昇任できる組織風土の醸成や昇任意欲を支える環境づくり、ライフイベントなどに配慮した多様な人材育成、キャリア形成支援に引き続き取り組んでいくこととされている。

本年４月時点で、課長級以上の職員に占める女性職員の割合は 15.5%となっており、引き続きその向上のための取り組みを積極的に推進していく必要がある。また、公正でバランスの取れた社会を実現していくためには、課長級以上の職員に占める女性職員の割合の向上だけでなく、女性職員の係長への登用促進や政策決定・意思形成過程への参画機会の拡大などにより、多様な視点による様々な価値観が反映されていくことも求められる。

在宅勤務やフレックスタイム制については、コロナ禍において対象者や取得事由の緩和など柔軟な制度運用が行われ、その取得が進んでいる。昨年７月に実施された「在宅勤務制度に関するアンケート」では、通信環境や担当業務の性質、周囲への配慮といったハードルを感じていることや、在宅勤務の実施場所拡充のニーズが高いことが明らかになり、通信環境の改善な

どに取り組んだ。今後は、コロナ禍の影響が落ち着いた後も引き続き職員がそれぞれのライフスタイルに合った働き方を選択できるよう、アンケート結果などを通じて把握した職員ニーズや課題をもとに、職員が利用しやすい制度運用や改善を図っていくことが求められる。

本市における男性職員の育児休業に関しては、昨年度の取得率が 22.3%となっており、次世代育成支援対策推進法に基づく神戸市特定事業主行動計画で定められた令和 6 年度末の目標値である 30%に向け、管理職への研修の実施や「仕事と子育ての両立デザインシート」を活用した所属長による業務運営の確保に向けた取り組み、管理職の育児休業等取得促進への取り組み状況等の人事評価への反映など、向上のための取り組みが行われている。

人事院は、本年の給与勧告と合わせて、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進をさらに進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を行った。あわせて、非常勤職員を含め、不妊治療のための休暇の新設など妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための休暇・休業等に関する措置を一体的に講じると述べている。

本市においても、だれもが安心して妊娠・出産・育児等と仕事が両立できる環境づくりがより推進されることを期待するとともに、今後の法改正等に向けた国や他の自治体の動向に留意し、対応を検討していく必要がある。

(3) 職員の健康確保・安全衛生

職員の心身両面の健康の確保は、本人やその周囲の人のためであることはもちろん、公務の効率的な運営や質の高い市民サービスを提供する観点からも重要である。

長時間勤務者への健康対策としては、令和元年度に、産業医面接の勧奨基準の引き下げや、ひと月あたりの時間外勤務が 100 時間以上の職員への産業医面接の義務化等の見直しが行われ、制度の拡充がはかられることとなった。

メンタルヘルス対策については、全職員へのメンタルヘルスチェックの実施や、その分析結果を職場環境改善の参考資料として直接各局室区長へ還元、

係長級以上の職員への研修といった取り組みが行われている。

加えて、昨年度は多忙を極めるコロナ対応部局の職員への産業医による出張面談及び勤務環境について組織への働きかけを実施し、コロナ禍の勤務状況下における職員のケアや組織の健康度を上げるよう努めている。

また、病気休職者等のより円滑な職場復帰を支援するため、本年度から職場復帰支援制度の拡充等が図られている。

任命権者においては、引き続き健康管理部局と職場の協働により、職員の健康確保に関する取り組みの充実を図ることが求められる。また、職員自身も定期健康診断やストレスチェックの機会を利用するなど、自らの心身の状態に常に注意を払い、セルフケアに努めていただきたい。

職場環境の安全確保については、本委員会としても事業所に対する調査や指導、安全意識の啓発活動等に取り組んでいるところである。各職場においても、安全教育の実施や職員相互のコミュニケーションを通じた安全意識の向上に努めるとともに、安全衛生委員会の管理体制を充実させるなど、職員が安全に働ける環境づくりを進める必要がある。また、職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についても、引き続き徹底する必要がある。

(4) ハラスメントに対する取り組み

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の各種ハラスメントは、相手の人格や尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるだけでなく、職員の勤労意欲を減退させ、その適切な能力の発揮を妨げるほか、組織全体の士気や能率の低下につながるなど、円滑な公務の運営を妨げかねない問題である。

今後も「神戸市ハラスメント対策基本方針」に基づき、ハラスメントの防止に向けた具体的な取り組みを推進し、「ハラスメントを発生させない、許さない、見過ごさない」という基本的な考え方を職員に浸透させ、職員同士の相互理解と相互尊重を育むことが必要である。

(5) 職員の意識の把握

本市ではこれまで、平成 28 年度及び 29 年度の「神戸市職員満足度調査」や 30 年度の「市役所改革に向けた職員アンケート」、また令和元年度の「人事評価制度に関するアンケート」や先に述べた昨年 7 月の「在宅勤務制度に関するアンケート」などにより、職員の仕事や職場、制度に関する意識及び課題を把握し、全市的な制度改善の推進がなされてきた。

さらに、働き方改革に対する職員一人ひとりの当事者意識を高めていくため、各制度や施策等の浸透度及び課題をはかる定期的な調査の実施を、「行財政改革方針 2025」の目標に定めている。

今後も、このような調査を通じて制度の利用状況や使いやすさといった制度改正の効果を検証するとともに、職員の意識や職場風土の変化について継続的・客観的に把握し、よりよい制度の運用や働き方改革の定着につなげていくことが必要であると考えます。

3 高齢期雇用

本市においては、意欲と能力のある定年退職者等を再任用することで、職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく職務に専念できる環境を整えるとともに、再任用職員の知識や経験を活用することにより、市民サービスの向上に努めている。

今般、通常国会において令和 5 年度から定年年齢を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等改正法が成立した。地方公務員についても、国に準じた措置をとるための規定を盛り込んだ地方公務員法改正法が同様に成立したところである。

改正法には管理監督職勤務上限年齢制の導入や現行の定年年齢に達した以降の給与のあり方などについても盛り込まれており、国や他の自治体の動向等を注視しながら、実施に向けて制度設計を進めていく必要がある。また、定年の引上げを見据えて、国や他の自治体の現状等を踏まえ、職員のモチベーションの維持に配慮しつつ高齢層職員の昇給制度等について検討するとともに、退職制度についても検討することが求められる。

4 職員の服務規律

職員の綱紀肅正及び服務規律の徹底については、これまでも重ねて言及してきたところである。任命権者においては、今後とも不祥事の未然防止に向けて、あらゆる機会を通じて、コンプライアンスの推進に取り組む必要がある。職員においては、「神戸市クレド」や「神戸市職員コンプライアンス共有理念」のもと、改めて法令遵守及び公正・公平な職務執行を確保するとともに、職務外においても、市民の信託に対する責任の重みを自覚し、高い倫理観と使命感を持って行動し、市民の期待と信頼に応えるよう精励されることを要望する。

5 結び

本委員会としては、以上述べた通り、本市職員の人事管理に関する諸問題について取り組んでいくことが必要であると考えている。

職員においては、行政への需要が多様化・高度化・複雑化する中で、日々職務に精励し、市民サービスの向上に懸命に努力されてきた。また、昨年来新型コロナウイルス感染症への対応が継続している厳しい状況下において、市民の命と生活を守るべく全職員が一丸となってワクチン接種の迅速化をはじめとした感染拡大防止・医療提供体制の確保に全力で取り組まれている。本委員会は、このような職員の努力に心から敬意を表する。

今後、感染拡大の防止と市民生活・経済活動の維持回復を両立させていくことが求められる「with コロナ」「ポストコロナ」時代において、「スマート自治体」の実現に向け公務能率のさらなる向上に取り組みつつ、職員一人ひとりが安心してその能力を最大限に発揮し、社会情勢に応じた市民サービスを維持、向上させていくための努力を続けていくことのできるような組織風土の醸成に取り組んでいかれることを期待する。

市会及び市長におかれては、「職員の給与等に関する報告及び勧告制度」についてご理解いただき、この報告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

(参考) 人事院報告の概要等 (令和3年8月10日)

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

1 人材の確保及び育成

【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

【対応】

(1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

(2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

(3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

(4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

(5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力の醸成を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

3 良好な勤務環境の整備

【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

(3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

(4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員的能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

(1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

- ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
- ③ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

(2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇（原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設（有給）

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大

ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和
- ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）
- ③ 産前休暇・産後休暇の有給化

エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置（1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ）：民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化（2(2)ア、ウ②・③）：令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け（2(1)イ①、ウ、(2)ウ①）：令和4年4月1日

参 考 资 料

参考資料目次

第1部 市職員給与等の実態

	頁
令和3年度市職員の給与等の実態調査の概要	29
第1表 職員構成総括	31
第2表 給料表別、級別、号給別人員	35
第3表 給料表別、級別、年齢別職員数・平均給料月額	45
第4表 ラスパイレス指数	49
第5表 扶養手当の支給状況	49
第6表 管理職手当の支給状況	50
第7表 住居手当の支給状況	50
第8表 再任用職員の給料表別、級別人員	51

第2部 民間給与等の実態

令和3年職種別民間給与実態調査の概要	52
第9表 産業分類別、企業規模別調査事業所数	54
第10表 対応級表	54
第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等	55
第12表 民間における学歴別、企業規模別初任給	64
第13表 民間における初任給の改定状況	64
第14表 民間におけるベース改定の実施状況	65
第15表 民間における扶養(家族)手当の支給状況	65
第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	65

第3部 労働経済指標

第17表 労働経済指標	66
(参考) 給与等報告・勧告の手順	68

第1部 市職員給与等の実態

令和3年度市職員の給与等の実態調査の概要

1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与等の実態を把握するため、令和3年4月1日現在における職員の給与等について調査したものである。

2 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員から次に掲げる職員を除いた職員を対象とした。

- (1) 公益的法人への派遣者の一部及び株式会社への退職派遣者
- (2) 海外派遣中の職員
- (3) 育児短時間勤務中の職員
- (4) 育児休業中の職員
- (5) 専従退職者
- (6) 再任用職員
- (7) 任期付職員
- (8) 会計年度任用職員
- (9) 臨時的任用職員
- (10) 労務職員
- (11) 企業職員（水道職員、交通職員）
- (12) 休職中の職員
- (13) 自己啓発等休業中の職員
- (14) 配偶者同行休業中の職員

3 集計

集計は上記対象職員の全員について行った。

4 職員の分類

給料表	適用職員
1 行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
2 消防職給料表	消防吏員
3 教育職給料表（2）	高等学校等に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手等
4 教育職給料表（3）	幼稚園に勤務する園長、教諭、養護教諭等
5 教育職給料表（4）	高等専門学校に勤務する校長、教授、准教授、講師、助教及び助手
6 教育職給料表（5）	小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭等
7 医療職給料表（1）	地方独立行政法人以外の医療機関、保健所等に勤務する医師及び歯科医師
8 医療職給料表（2）	地方独立行政法人以外の医療機関、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、保健師、看護師等

（注）教育職給料表（1）は、平成31年4月に神戸市看護大学が地方独立行政法人へ移行したことに伴い、廃止した。

第1表 職員構成総括

給料表	区分	職員数(人)			平均給与月額(円)			
		計	男	女	計	給料	扶養手当	地域手当
	行政職	6,899	3,921	2,978	390,781	324,605	8,676	41,354
消防職	1,483	1,426	57	383,218	317,476	16,132	40,637	
教育職(2)	369	256	113	472,652	398,134	13,022	50,120	
教育職(3)	118	5	113	421,468	356,544	4,500	44,582	
教育職(4)	95	88	7	509,964	430,346	15,042	53,860	
教育職(5)	5,931	2,670	3,261	419,864	355,281	8,403	44,385	
医療職(1)	11	6	5	705,936	508,318	8,273	96,982	
医療職(2)	280	16	264	358,175	304,389	5,745	37,930	
合計	15,186	8,388	6,798	404,001	338,347	9,356	42,761	

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び令和3年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額を含む
 2 平均給与月額の「計」は支給総額を対象人員で除したものであり、各種目の合計と一致しないことがある。

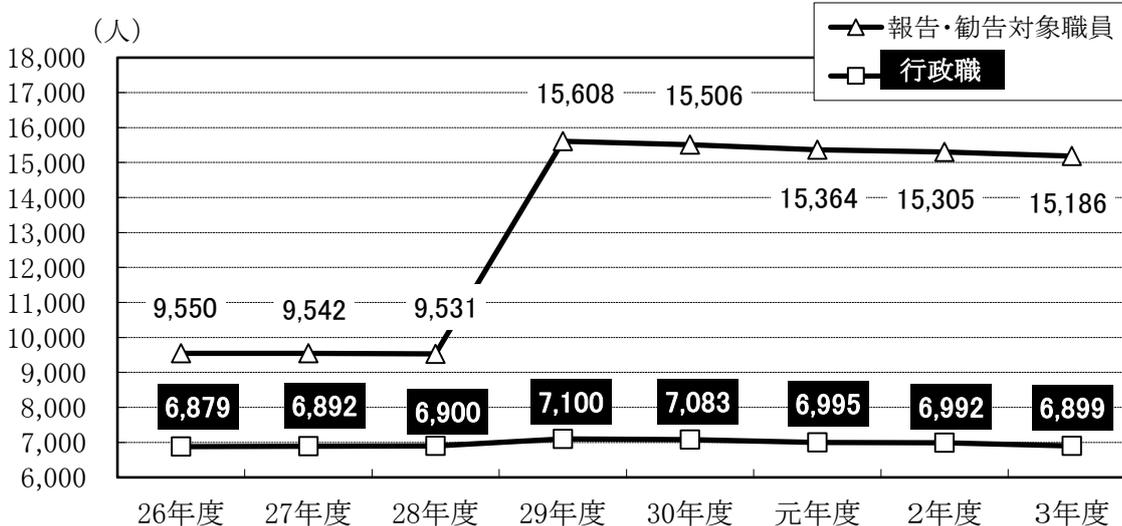
		平均扶養 親族数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数 (年)	学 歴 別 職 員 数 (人)			
管理職手当	住居手当等				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
10,553	5,593	0.76	41.2	17.6	5,105	527	1,226	41
4,382	4,591	1.42	40.7	19.1	586	134	763	
6,512	4,864	1.13	46.1	18.7	356	5	8	
10,478	5,364	0.36	40.9	13.7	96	21	1	
3,442	7,274	1.40	45.7	13.5	75		20	
6,137	5,658	0.71	40.2	14.2	5,827	103	1	
89,545	2,818	0.82	53.6	8.1	11			
5,086	5,025	0.44	39.9	13.4	245	35		
8,039	5,499	0.81	40.9	16.3	12,301	825	2,019	41

。

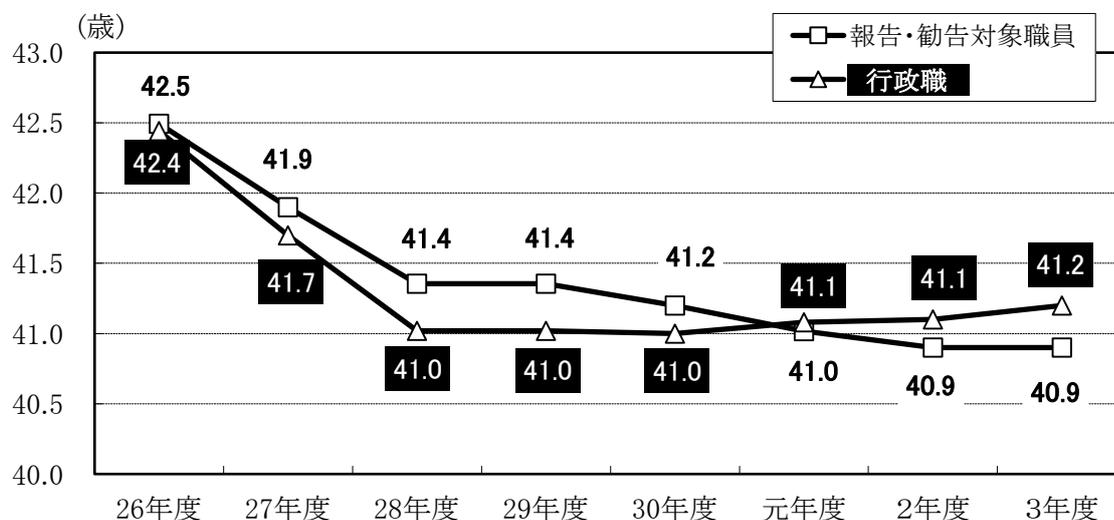
〈参考〉 報告・勧告対象職員数の推移

職名 年	報告・勧告対象職員					合計
	行政職	消防職	教育職	医療職	指定職	
26年度	6,879	1,460	920	290	1	9,550
27年度	6,892	1,461	905	283	1	9,542
28年度	6,900	1,454	897	279	1	9,531
29年度	7,100	1,443	6,814	250	1	15,608
30年度	7,083	1,440	6,730	252	1	15,506
元年度	6,995	1,461	6,660	248	0	15,364
2年度	6,992	1,478	6,586	249	0	15,305
3年度	6,899	1,483	6,513	291	0	15,186

(注) 平成29年度より行政職には学校事務職員が、教育職には市立小中学校の教諭等が含まれている。



〈参考〉 平均年齢の推移

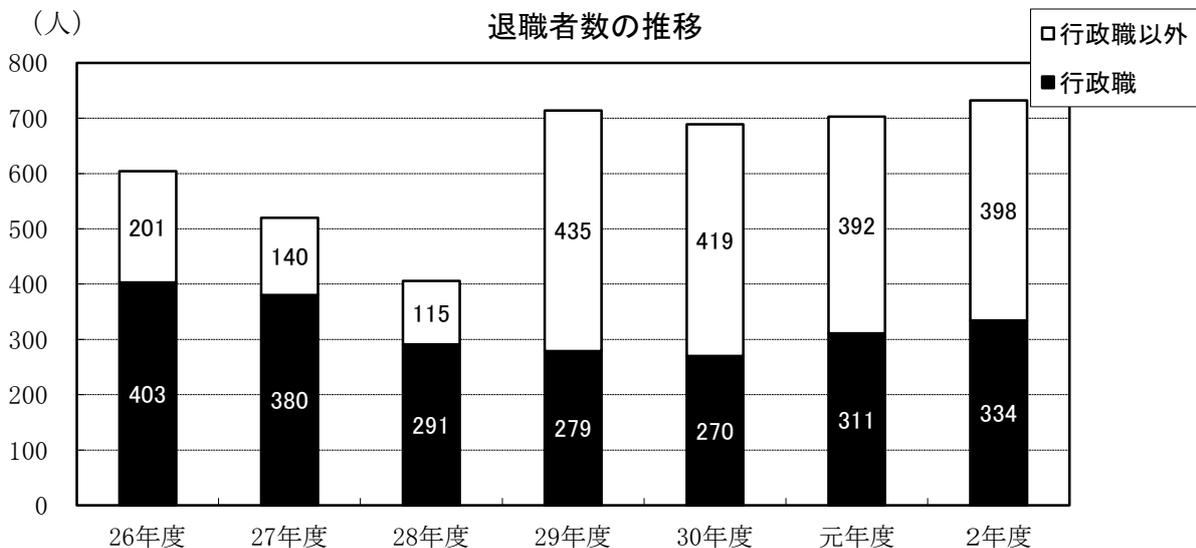
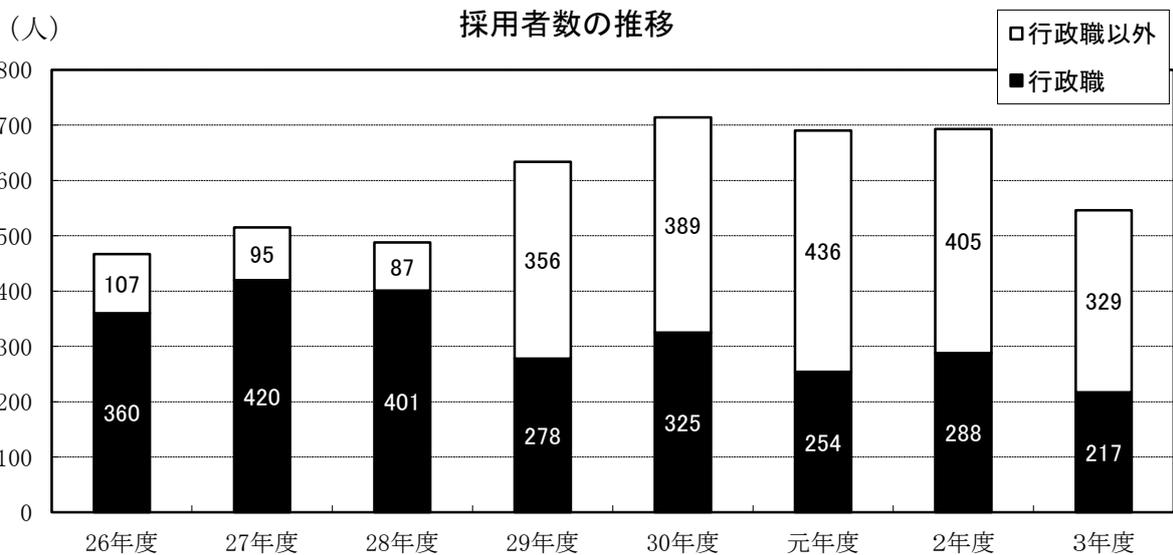


〈参考〉採用・退職者数の推移

	行政職			報告・勧告対象職員		
	採用	退職	採用-退職	採用	退職	採用-退職
26年度	360	403	△ 43	467	604	△ 137
27年度	420	380	40	515	520	△ 5
28年度	401	291	110	488	406	82
29年度	278	279	△ 1	634	714	△ 80
30年度	325	270	55	714	689	25
元年度	254	311	△ 57	690	703	△ 13
2年度	288	334	△ 46	693	732	△ 39
3年度	217	…	…	546	…	…

(注) 1 令和3年度の数字は、令和3年4月1日採用者の人数である。

2 平成29年度より行政職には学校事務職員が、報告・勧告対象職員には市立小中学校の教諭等が含まれている。



第2表 給料表別、級別、号給別人員

その1 行政職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1							1	2
2								
3		1						
4								
5	8	2						
6								
7	1	31						
8		6						
9	1	3		2	23			
10	6	155			4			
11	1	30	3					
12		11	1		1			
13	12	4	10	1	20			1
14	8	2	7		3			
15	3	148	163		4			
16	1	9	21		1		1	
17		6	8	1	13			1
18	14	17	10		7			1
19	4	187	143		6			
20		17	24		13			1
21	1	9	16	1	32			1
22		12	13		7			3
23		165	27		10			1
24		19	20		23			5
25	121	11	108		13			3
26	4	8	25		8	1		2
27	2	183	31	1	8			6
28	3	27	16		43	1		3
29	2	13	81		20			
30	1	7	23	1	8		1	2
31		36	31		11	1		2
32	2	8	12		39	1		2
33	6	3	69	3	17	1		3
34	3	6	22	2	14	1		3
35	3	12	19	1	11		1	
36		4	26	1	18	1	7	
37	6	7	26		16		13	
38		4	19	1	13	2	16	
39		7	18		7	1	11	2
40	2	3	38	5	21	3	7	1
41	2		23	4	9	2	10	
42	2	5	21	3	8	4	6	1
43	1	6	15	4	10	7	9	1
44		3	42	5	12	2	9	1
45	2	7	18	3	10	4	6	
46		5	13	4	9	10	3	1
47		5	20	3	8	3	4	2
48		3	24	5	26	9	8	
49	1	5	12	4	8	9	3	1
50		2	14	2	6	16	4	1
51		4	11	7	12	20	7	
52		5	16	5	22	20	7	
53		4	9	2	10	17	3	1
54		9	7	6	13	25	3	
55		6	17	5	9	19	3	
56		1	10	6	15	25	1	
57		5	6	11	10	10	2	
58		7	4	3	7	22	1	
59		1	4	4	9	30	1	
60		1	14	7	14	31		
61		6	8	6	6	15	1	
62		1	6	5	6	27		
63		5	7	7	6	16		
64		2	8	4	8	23	1	
65		3	6	12	5	12		
66		3	4	8	7	21	1	
67		1	4	6	7	17		
68	1		5	6	10	17		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
69		3	2	13	6	10		
70		3	2	14	6	14		
71		1	3	4	10	7		
72		1	6	4	22	13		
73		1	1	22	5	9		
74			4	9	5	7		
75			1	8	16	6		
76			3	13	13	8		
77			1	21	9	2		
78				11	8	2		
79			3	9	33	3		
80			10	7	19	3		
81		1	1	14	5	1		
82			2	10	4	3		
83			2	7	14	2		
84			4	8	19	2		
85			3	17	10	1		
86				18	6			
87			6	8	20	2		
88		1		9	21	2		
89				15	12	1		
90			4	19	14	2		
91				18	14			
92			1	12	39	1		
93	1		5	12	14			
94				18	10			
95			1	15	9			
96			4	10	25			
97			3	12	14			
98				17	11			
99				10	10			
100				7	31			
101			5	10	20	2		
102				6	6			
103				11	13			
104				12	8			
105				15	10			
106			6	6	22			
107				16	14			
108				25	11			
109				11	11			
110				15	31			
111			8	14	10			
112				17	12			
113				7	7			
114				4	21			
115				10	9			
116			3	6	14			
117				2	4			
118				5	7			
119				1	1			
120			10	1	3			
121					5			
122								
123								
124			16					
125								
126								
127								
128			7					
129								
130								
131								
132			8					
133								
134			17					
135								
136			7					
137			939					
計	225 人	1,289 人	2,476 人	752 人	1,403 人	549 人	151 人	54 人
平均給料月額	183,210 円	212,452 円	315,924 円	374,907 円	368,651 円	433,598 円	493,115 円	564,785 円
平均年齢	22.8 歳	27.1 歳	41.7 歳	50.5 歳	45.1 歳	51.9 歳	54.7 歳	56.8 歳

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、当該人員0の号給は空欄とした。(以下同じ)

合計	6,899 人
平均給料月額	324,605 円
平均年齢	41.2 歳

その2 消防職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1	21						
2	9						
3	2						
4	10						
5	16	9	1				
6	5	25	1				
7	2	4					
8	3	1					
9	2	7	2				
10	4	10					
11	1	19	1				
12	3	1					
13	4	13	2	1			
14	2	7	1				
15	1	12	18				
16	3	4	2				
17	19	17	2				1
18	1	1	2				
19	2	10	15				
20		1	4		1		
21	1	10	3		1		
22		3	1				
23	3	5	5				
24		3	5	1			
25		11	19		1		
26		8	2				
27		1	8		2		
28			2		2		
29	4	4	16				
30		1	6	1			
31		1	6		2		
32		1	4	2	1		
33	1	3	17				
34		1	1		1		
35		1	7				
36		1	8	2	4		
37		1	13	1			1
38		1	9	2	1		
39			9	2	2		2
40			14	5	2		
41		2	12	2			
42			7	6	1	1	1
43			5	1	2		
44			7	5	1	1	1
45			11	2	2		
46			4	1	3		2
47		1	10	2			2
48			10	2	1	2	1
49			12	9	1		
50			6	3		1	
51			3	3	2		
52			9	3	4		
53			7	3	4	2	
54			2	5	1	3	1
55			2	1	2	4	2
56			4	1	2	2	1
57			4	4			
58			1	1	2	3	
59			2	5		1	1
60			5	3	4		
61			3	1	1	4	
62				3		3	
63			2	3		1	
64			2	3	1	1	
65			3	2	1		
66			2	5	1	2	
67			2	6	3		
68			1	3	3	5	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
69				3	2	1	
70			1	5	1	2	
71				4	2		
72				2	2	2	
73				2		1	
74			1	9	2	2	
75				12	2		
76				3	5	1	
77				8	6	1	
78			3	9	6		
79				11	4		
80			2	2	1		
81				2	4	1	
82			1	5	4	2	
83				13	3		
84			6		1	2	
85				1	5	1	
86				6	1		
87			1	4	1	1	
88				2	1		
89				13	3		
90			2	2	1		
91				3	3		
92				2	2		
93			2	4	1		
94				3	1		
95				3	1		
96			3	2	4		
97				7	3		
98					1		
99				2			
100				1	2		
101				4	3		
102				1	1		
103				4	1		
104				6	2		
105				11	1		
106			1	3	1		
107				4	2		
108				4	1		
109				5	2		
110				6	2		
111			3	2			
112				1	2		
113				3	3		
114				7	1		
115				2	2		
116			3	27	7		
117				3			
118				20	7		
119				1	5		
120			1	2	1		
121				1	2		
122							
123							
124			1				
125							
126							
127							
128			2				
129							
130							
131							
132			1				
133							
134			2				
135							
136			2				
137			163				
計	119 人	200 人	545 人	367 人	183 人	53 人	16 人
平均給料月額	171,432 円	206,466 円	313,208 円	372,982 円	384,996 円	437,028 円	495,225 円
平均年齢	21.6 歳	26.3 歳	40.0 歳	49.5 歳	48.0 歳	54.1 歳	54.9 歳
						合計	1,483 人
						平均給料月額	317,476 円
						平均年齢	40.7 歳

その3 教育職給料表(2)

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17			2		
18					
19			1		
20					
21			2		
22			4		
23					
24			1		
25					
26					
27					
28					
29			2		
30			3		
31			2		
32					
33			3		
34			1		1
35			1		1
36					1
37					
38			6		
39					
40			3		2
41					1
42			4		
43					1
44			1		
45			2		
46			5		1
47					
48			1		1
49					
50			4		
51					
52			3	1	2
53			1		1
54			7		
55			1	1	2
56			3	1	1
57					1
58			8	1	1
59					
60			1		
61					
62			2		
63					
64			3		
65			1	1	
66			4	1	
67			1		
68			4		
69				1	
70					
71			1	3	
72			1	1	
73			4	2	
74			1		
75					
76			1		
77	1		2		
78			4		
79			1		
80					
81			2	1	
82			1		
83			4	2	
84			3		
85			1		
86					
87			1		
88					
89			2		
90		1	3		
91			1		
92			2		
93			2		
94	1		1		
95			1		
96					
97			2		
98			2		
99					
100			1		

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
101			2		
102					
103			4		
104					
105			1		
106			1		
107			1		
108			1		
109			3		
110					
111			2		
112			1		
113			3		
114			2		
115			3		
116			1		
117			1		
118			1		
119	1		1		
120			5		
121			2		
122			3		
123			3		
124			1		
125			2		
126			1		
127			1		
128			2		
129			1		
130			1		
131			1		
132					
133			1		
134			4		
135			1		
136			2		
137			4		
138			1		
139			1		
140			5		
141			4		
142			3		
143			3		
144			2		
145			4		
146			5		
147			2		
148			2		
149			3		
150			2		
151			2		
152					
153			4		
154			1		
155			2		
156			4		
157			8		
158			9		
159			13		
160			4		
161			13		
162			1		
163			9		
164			6		
165			6		
166			2		
167			7		
168			1		
169			8		
170					
171			1		
172					
173					
174					
175					
176					
177					
178					
179					
180					
181					
182					
183					
184					
185					
186					
187					
188					
189					
190					
191					
192					
193					
計		4 人	332 人	16 人	17 人
平均給料月額		293,225 円	376,980 円	450,031 円	483,500 円
平均年齢		40.8 歳	45.4 歳	50.9 歳	56.6 歳
				計	369 人
				平均給料月額	384,147 円
				平均年齢	46.1 歳

その4 教育職給料表(3)

号給	級	1	2	3
1		人		人
2			人	
3				人
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21			2	
22				
23				
24				
25			4	
26			5	
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33			1	
34			2	
35				
36				
37				
38			2	
39			1	
40				
41				
42				
43				
44			1	
45			1	1
46			3	
47				
48				
49				
50			2	
51				
52				
53				
54			2	
55				
56				
57				
58				
59				
60			1	
61				
62			2	
63				
64				
65			1	
66			1	
67				
68				
69				1
70			1	
71			1	
72			1	
73				1
74			3	
75				
76			2	1
77			1	
78			1	
79				
80			2	1
81				1
82				
83				
84			1	
85			1	1
86			2	
87				1
88			3	
89			1	
90				1
91				2
92			1	
93			1	
94			1	
95				
96			1	1

号給	級	1	2	3
97		人	1	人
98			1	
99				1
100			1	
101			1	
102			3	
103			1	1
104			2	
105				
106			1	1
107			1	1
108			1	
109			1	2
110			2	1
111			2	
112			1	1
113				
114				
115			1	
116			1	
117			2	
118			2	
119			1	
120				
121			1	
122			1	
123			1	
124			1	
125				
126			1	
127				
128				
129				
130			1	
131				
132			1	
133				
134			1	
135				
136				
137			1	
138				
139			1	
140			2	
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150			1	
151				
152				
153			2	
154				
155			1	
156				
157				
158				
159				
160				
161				
162				
163				
164				
165			1	
166				
167				
168				
169			1	
170			1	
171				
172				
173				
174				
175				
176				
177				
178				
179				
180				
181				
182				
183				
184				
185				
計		0 人	98 人	20 人
平均給料月額	円		327,513 円	428,230 円
平均年齢	歳		38.6 歳	52.1 歳
計			118 人	
平均給料月額	円		344,584 円	
平均年齢	歳		40.9 歳	

その5 教育職給料表（4）

号給	級	1	2	3	4	5
1		人				1 人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25			1			
26						
27						
28						
29			2			
30		1				
31						
32						
33						
34		1				
35						
36						
37			1			
38		1				
39						
40			1			
41		1				
42	1	1				
43						
44				1		
45		1				
46		2				
47						
48				1		
49						
50			3	1		
51	2		1			
52			1			
53	1		1			
54				1		
55			3	1		
56			1			
57						
58	1					
59				4		
60			1			
61				2		
62			3			
63			1	1		
64				1		
65						
66						
67			1	1		
68			1			

号給	級	1	2	3	4	5
69		人				人
70					2	
71					1	
72					1	
73					2	
74						
75						
76						
77					1	
78				4	1	
79						
80					1	
81				1		
82					1	
83						
84					1	
85					1	
86					2	
87						
88				1	1	
89					2	
90						
91				1	2	
92						
93						
94						
95						
96					2	
97					1	
98					1	
99					1	
100					1	
101					1	
102						
103					1	
104						
105				1	1	
106						
107						
108					2	
109						
110					1	
111						
112						
113					1	
114					1	
115					1	
116					1	
117						
118					1	
119						
120					1	
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
計		5 人	8 人	30 人	51 人	1 人
平均給料月額		262,920 円	288,575 円	380,910 円	497,449 円	462,500 円
平均年齢		28.4 歳	31.6 歳	40.1 歳	52.6 歳	64.0 歳
					計	95 人
					平均給料月額	430,346 円
					平均年齢	45.7 歳

その6 教育職給料表（5）

級	1	2	3	4	5
級	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		130			
18		10			
19					
20					
21		55			
22		91			
23		6			
24		15			
25		35			
26		36			
27		8			
28		7			
29		35			5
30		86			6
31		12			9
32		17			9
33		20			9
34		99	3		14
35		9			11
36		35	1		19
37		31	2		20
38		101	2		18
39		17	4		21
40		25	1		27
41		23	2		16
42		116	2		14
43		11	1		15
44		33	1	1	14
45		14	2		11
46		146	2		8
47		14	1		3
48		33	2		3
49		30	4	1	2
50		127	6		1
51		11	3	1	3
52		43	7		2
53		33	2	2	1
54		83	5	1	
55		17	3	1	
56		44	2	1	
57		37	9	2	1
58		125	6		
59		15	8	3	
60		40	5	2	
61		34	5	2	
62		92	5	2	
63		22	6	2	
64		59	6	1	
65		22	5	3	
66		82	6	3	
67		23	5	3	
68		38	2	3	
69		35	3	6	
70		93	1	6	
71		25	4	2	
72		38	2	5	
73		45	3	1	
74		82	5	6	
75		22	5		
76		49	1	7	
77		28	5	7	
78		55	6	3	
79		51	3	2	
80		27	2	5	
81		33	2	7	
82		48	3	6	
83		40	3	8	
84		28	4	6	
85		39	5	17	
86		39	4	7	
87		33	2	11	
88		32	6	9	

級	1	2	3	4	5
級	人	人	人	人	人
89		41	2	8	
90		39	2	10	
91		35	2	10	
92		44	6	5	
93		30	5	12	
94		29	1	11	
95		29	4	12	
96		26	3	15	
97		25	9	14	
98		28	2	9	
99		23	10	8	
100		35	14	6	
101		26	1	9	
102		28	9	6	
103		20	6	1	
104		13	7	3	
105		19	12	5	
106		26	13	1	
107		25	13	3	
108		18	16		
109		18	12	1	
110		17	11	3	
111		17	15		
112		20	10		
113		15	20	1	
114		16	20		
115		19	7		
116		19	12		
117		10	14		
118		16	11		
119		11	11		
120		10	11		
121		13	3		
122		13	5		
123		15	4		
124		7	1		
125		12	3		
126		18			
127		14			
128		11			
129		10			
130		18			
131		9			
132		15			
133		13			
134		9			
135		9			
136		16			
137		14			
138		15			
139		6			
140		15			
141		34			
142		20			
143		8			
144		12			
145		19			
146		21			
147		20			
148		16			
149		26			
150		26			
151		20			
152		42			
153		31			
154		34			
155		26			
156		28			
157		57			
158		22			
159		37			
160		34			
161		31			
162		25			
163		28			
164		36			
165		20			
166		14			
167		22			
168		13			
169		25			
170		12			
171		8			
172		2			
173		2			
計	0人	4,859人	502人	308人	262人
平均給料月額	円	324,963円	403,652円	425,635円	449,620円
平均年齢	歳	37.7歳	50.7歳	50.1歳	55.7歳

計	5,931人
平均給料月額	342,358円
平均年齢	40.2歳

その7 医療職給料表（1）

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30			1	
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38			1	
39				
40				
41				
42				1
43				
44				

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
45	1			
46				
47				
48				
49			1	
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				1
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				1
70				1
71				
72				
73				1
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85			2	
86				
87				
88				
89				
計	1 人	0 人	5 人	5 人
平均給料月額	335,600 円	円	486,320 円	564,860 円
平均年齢	33.0 歳	歳	52.4 歳	59.0 歳
			計	11 人
			平均給料月額	508,318 円
			平均年齢	53.6 歳

その8 医療職給料表(2)

級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7				1		
8						
9						
10		5				
11						
12						
13						
14		1				
15		4	1			
16						
17		2				
18		3				
19		4	2			
20		2			1	
21		2				
22						
23		2	1			
24		1			1	
25		1				
26		1				
27		4				
28		1				
29	12	4	1	1		
30		3	1			
31		6	2			
32		1		1	2	
33		3	1			
34		2	1			
35	1	3				
36		1	1		1	
37	3		1			
38	3	1	1			
39			1			
40		4	4			
41		2				
42			1			
43	1	2	1			
44		1	1	1	1	1
45		1	1			
46		1	1			1
47	1	2				
48		2	2		1	
49		2	2			
50		3	2		2	
51		6	3			2
52			3			1
53		2	1			
54			1	1	1	
55		2				3
56		1	1	1		
57		1		1		
58						
59		1	3		1	3
60		1	2	1		2
61			1			
62					1	
63						2
64			1	3		
65						
66					1	
67				1	2	
68		1			4	
69					2	
70				1		
71					1	1
72				2		

級 号給	1	2	3	4	5	6
73	人	人	人	人	人	人
74		1	1	1	1	
75						
76				1		
77					1	
78						
79						
80						
81			1	1		
82					2	
83						
84			2	1	1	
85				1		
86					1	
87				1	1	
88						
89				3	1	
90			1	1		
91				1	1	
92					1	
93				1		
94					1	
95						
96						
97					1	
98						
99					1	
100					3	
101					1	
102						
103						
104					1	
105				1	1	
106				1		
107				1		
108						
109					1	
110					1	
111			1			
112					1	
113					1	
114						
115					1	
116						
117						
118						
119				1		
120			1			
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137			21			
計	21 人	93 人	73 人	31 人	46 人	16 人
平均給料月額	192,176 円	233,409 円	323,558 円	365,490 円	383,504 円	430,944 円
平均年齢	23.9 歳	32.4 歳	42.6 歳	48.1 歳	47.7 歳	52.9 歳
					計	280 人
					平均給料月額	304,389 円
					平均年齢	39.9 歳

第3表 給料表別、級別、年齢別職員数・平均給料月額

その1 全給料表

給料表 区分 年齢	行政職給料表		消防職給料表		教育職給料表(2)		教育職給料表(3)	
	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円
18	6	152,500	11	157,700				
19	2	152,500	12	157,933				
20	8	160,713	18	160,978				
21	20	163,580	16	163,881				
22	117	182,613	33	176,594	1	214,448	1	205,400
23	192	185,041	40	184,223	1	214,448	2	209,560
24	178	192,783	30	190,763	7	223,541	8	215,085
25	199	200,822	40	195,185	4	238,264	3	232,232
26	213	208,977	42	206,545	4	248,300	2	241,280
27	203	216,137	24	211,717	10	256,766	5	252,803
28	232	226,385	36	225,586	6	271,215	1	274,144
29	228	233,303	32	233,025	4	280,878	2	265,356
30	220	244,885	31	240,084	9	285,676	1	294,216
31	172	253,945	36	249,689	8	301,028	1	294,216
32	205	264,442	34	259,971	12	312,581	1	315,352
33	157	273,535	24	263,813	7	325,446	7	322,207
34	172	284,300	36	273,764	10	325,558	4	324,740
35	157	295,783	36	287,850	7	338,178	3	333,120
36	149	296,115	44	289,200	6	357,864	4	354,204
37	130	308,415	35	302,329	5	354,010	4	352,982
38	119	313,751	26	307,104	4	373,074	1	362,856
39	123	316,456	23	308,296	6	378,283	2	376,896
40	100	328,792	35	339,749	7	383,195	1	364,624
41	95	344,567	29	336,062	4	398,450	3	383,205
42	104	350,986	30	349,090	3	403,243	10	387,186
43	93	363,146	31	354,868	4	403,520	3	393,917
44	124	365,510	33	361,927	7	397,483	6	400,657
45	128	376,033	35	368,454	4	424,146	3	401,992
46	169	378,985	59	373,117	8	417,028	6	397,062
47	162	383,793	62	375,842	15	423,072	4	412,999
48	160	386,907	54	383,087	10	420,677	6	420,981
49	191	390,791	66	384,995	11	430,749	1	428,400
50	235	395,522	38	384,566	11	442,059	4	426,734
51	255	400,314	38	387,745	14	435,750	5	426,413
52	303	401,360	26	386,115	13	445,159	1	427,880
53	223	404,157	46	393,563	20	445,908	2	430,364
54	204	401,398	30	401,960	7	449,055	4	429,665
55	235	404,960	37	409,386	29	448,254	2	434,650
56	279	410,265	49	408,404	25	453,121	4	438,395
57	215	412,307	49	404,059	16	456,101	1	440,300
58	187	418,679	34	412,529	26	454,184		
59	234	427,115	43	407,167	24	453,786		
60以上	1	600,300						
総計	6,899	324,605	1,483	317,476	369	398,134	118	356,544
平均年齢		41.2 歳		40.7 歳		46.1 歳		40.9 歳

(注) 給料月額には、給料の調整額、教職調整額及び令和3年4月1日の給料表の切替えに伴う経過措置額を含む。

教育職給料表(4)		教育職給料表(5)		医療職(1)		医療職(2)	
人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
人	円	人	円	人	円	人	円
		57	218,321			11	184,600
		104	220,383			5	185,960
		148	227,873			9	197,022
		155	237,746			7	202,143
		138	249,160			3	208,067
1	249,200	183	260,326			8	212,275
3	264,633	182	271,275			8	223,363
1	266,000	216	281,208			8	226,538
3	276,367	189	290,006			6	235,317
1	300,200	205	300,202			5	230,620
3	297,567	225	309,047			6	243,517
2	305,650	224	319,891	1	335,600	8	249,363
3	313,633	212	330,374			10	272,290
1	364,600	181	338,836			7	250,686
1	343,300	183	347,773			11	282,145
4	368,100	162	355,969			10	281,240
3	383,433	163	364,893			10	285,120
2	383,950	172	369,485			8	279,600
		169	376,402			11	312,391
1	415,700	145	380,826			5	288,220
5	384,860	124	388,344			8	301,088
3	420,433	111	392,541			5	327,420
6	427,433	105	396,157			8	349,950
3	451,467	102	401,230	1	481,900	12	377,767
1	387,900	96	405,943	1	438,800	10	353,970
3	473,267	86	409,347			4	328,800
5	472,100	133	413,674			3	372,433
3	482,967	136	417,299			10	389,580
6	480,883	121	420,439			8	387,925
3	498,000	159	423,372			8	390,925
		187	424,590			7	393,671
5	506,800	207	426,772			9	399,300
1	518,100	164	429,463	2	499,800	6	401,383
3	516,067	175	430,867			5	412,760
1	524,300	170	432,212			5	405,980
6	516,817	160	432,795	1	526,500	4	393,325
2	518,400	145	433,439	1	571,100	1	389,800
3	498,033	137	434,207			11	407,882
7	518,286			4	559,500		
95	430,346	5,931	355,281	11	508,318	280	304,389
45.7	歳	40.2	歳	53.6	歳	39.9	歳

その2 行政職給料表

級 区分 年齢	1		2		3		4		5	
	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18	6	152,500								
19	2	152,500								
20	8	160,713								
21	20	163,580								
22	117	182,613								
23	25	183,788	167	185,229						
24	9	191,900	169	192,830						
25	12	190,208	187	201,503						
26	7	198,829	206	209,322						
27	9	204,378	194	216,683						
28	3	212,167	99	218,005	130	233,095				
29	4	207,150	65	223,203	159	238,090				
30	1	219,500	37	225,746	163	245,218	2	266,500	17	282,300
31			24	233,104	128	252,640			20	287,305
32			18	239,056	153	259,415			34	300,506
33			13	244,900	101	262,988	2	279,050	41	308,327
34			10	247,590	110	272,176			52	317,006
35			8	255,075	84	279,417			65	321,945
36	1	237,700	15	259,473	84	286,733			48	323,790
37			13	267,200	58	293,062	2	298,100	57	333,800
38			12	267,617	52	299,533			54	335,902
39	1	321,400	15	273,153	61	305,121	1	322,600	45	346,009
40			7	279,114	36	313,017	17	329,453	38	349,150
41			8	292,088	21	323,529	19	338,674	41	359,371
42			4	297,675	28	329,486	20	346,605	46	362,417
43			2	282,100	21	336,843	19	355,174	40	370,255
44			5	285,020	26	350,981	30	359,390	54	374,219
45			1	290,700	35	359,697	37	363,341	32	375,981
46			2	284,750	46	365,104	49	368,478	47	383,368
47			1	289,100	46	367,811	31	371,158	60	387,432
48			1	287,300	44	371,568	40	372,733	49	390,202
49			3	311,033	59	373,845	41	376,583	53	393,070
50			2	306,112	80	376,674	42	377,833	59	395,864
51					73	379,478	49	380,143	71	398,390
52			1	324,000	104	381,430	54	381,783	74	400,268
53					64	381,603	52	383,760	54	401,074
54					79	383,500	42	385,476	45	403,484
55					95	385,413	44	387,584	48	405,558
56					101	385,215	53	388,125	61	406,443
57					82	386,528	41	387,985	41	406,300
58					71	386,779	31	388,948	26	405,450
59					82	386,948	34	388,862	31	408,048
60以上										
計	225	183,210	1,289	212,452	2,476	315,924	752	374,907	1,403	368,651
平均年齢	22.8	歳	27.1	歳	41.7	歳	50.5	歳	45.1	歳

年齢	級 区分	6		7		8		合 計	
		人 員	平 均 給料月額	人 員	平 均 給料月額	人 員	平 均 給料月額	人 員	平 均 給料月額
歳		人	円	人	円	人	円	人	円
18								6	152,500
19								2	152,500
20								8	160,713
21								20	163,580
22								117	182,613
23								192	185,041
24								178	192,783
25								199	200,822
26								213	208,977
27								203	216,137
28								232	226,385
29								228	233,303
30								220	244,885
31								172	253,945
32								205	264,442
33								157	273,535
34								172	284,300
35								157	295,783
36				1	363,800			149	296,115
37								130	308,415
38				1	410,600			119	313,751
39								123	316,456
40	2	394,200						100	328,792
41	5	392,060				1	473,800	95	344,567
42	5	401,820				1	473,800	104	350,986
43	10	411,820		1	458,000			93	363,146
44	9	420,356						124	365,510
45	23	425,091						128	376,033
46	25	424,420						169	378,985
47	24	425,596						162	383,793
48	24	428,375		2	479,300			160	386,907
49	29	430,717		6	481,283			191	390,791
50	43	432,800		9	485,133			235	395,522
51	53	435,032		9	489,856			255	400,314
52	56	436,236		12	490,125	2	536,350	303	401,360
53	40	437,220		11	497,618	2	564,100	223	404,157
54	29	439,303		8	493,375	1	555,100	204	401,398
55	35	441,280		11	497,591	2	556,300	235	404,960
56	38	439,653		19	500,600	7	567,900	279	410,265
57	24	439,067		21	498,919	6	561,683	215	412,307
58	31	440,365		17	493,106	11	563,500	187	418,679
59	44	439,700		23	498,239	20	576,900	234	427,115
60以上						1	600,300	1	600,300
計		549	433,598	151	493,115	54	564,785	6,899	324,605
平均年齢		51.9	歳	54.7	歳	56.8	歳	41.2	歳

第4表 ラスパイレス指数

	令和2年	平成31年	平成30年
神戸市	100.4	100.3	100.8
指定都市の平均	99.9	99.9	100.3
指定都市中の順位	10位	10位	10位
	(20都市中)	(20都市中)	(20都市中)

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員=100として、毎年4月の給料月額を学歴別・経験年数別に比較して算出した指数である。

第5表 扶養手当の支給状況

区分		扶養手当親族内訳			
扶養親族数	扶養手当受給者数	配偶者	子	特定期間にある子	父母等
		6,500円	12,000円	5,000円(加算額)	6,500円
1人	2,225人	894人	1,147人	446人	184人
2人	2,126	856	3,298	1,118	96
3人	1,392	1,049	3,083	909	44
4人	342	301	1,025	250	42
5人	48	44	186	41	10
6人	6	5	28	8	3
7人	1	1	6	1	
計	6,140	3,150	8,773	2,773	379
非支給者	9,046				
合計	15,186				

(注) 1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者である。

2 特定期間にある子とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子をいう。

第6表 管理職手当の支給状況

給料表	区分	受給者(人)	受給者平均支給額(円)	全職員平均支給額(円)
	行政職	754	96,556	10,553
消防職	69	94,188	4,382	
教育職(2)	30	80,097	6,512	
教育職(3)	18	68,689	10,478	
教育職(4)	5	65,400	3,442	
教育職(5)	523	69,595	6,137	
医療職(1)	10	98,500	89,545	
医療職(2)	16	89,000	5,086	
合計	1,425	85,667	8,039	

第7表 住居手当の支給状況

区分	住居の種類	持家		賃貸住宅		その他	計
		市内	市外	市内	市外		
全給料表	世帯主又はこれに準ずる者	5,834人		2,720人	558人		9,112人
	非支給者	5,119		773		182	6,074
行政職給料表	世帯主又はこれに準ずる者	2,458		1,248	330		4,036
	非支給者	2,371		382		110	2,863

(注) 平成28年度より、市内・市外の区分が設けられている。

第8表 再任用職員の給料表別、級別人員

(1) フルタイム勤務職員

給料表	級								
	計	1	2	3	4	5	6	7	8
行政職	133人	人	人	17人	4人	78人	27人	5人	2人
消防職	0								
教育職(2)	72		66		6				
教育職(3)	9		3	6					
教育職(4)	2			2					
教育職(5)	218		204			14			
医療職(1)	0								
医療職(2)	6			1		4	1		
給料表計	440								
60歳	110								
61歳	108								
62歳	97								
63歳	76								
64歳	49								

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(次表において同じ)

(2) 短時間勤務職員

給料表	級								
	計	1	2	3	4	5	6	7	8
行政職	602人	人	1人	263人	86人	227人	22人	2人	1人
消防職	86			62	14	7	3		
教育職(2)	9		9						
教育職(3)	0								
教育職(4)	0								
教育職(5)	241		241						
医療職(1)	0								
医療職(2)	32			17	7	7	1		
給料表計	970								
60歳	225								
61歳	225								
62歳	177								
63歳	162								
64歳	181								

第2部 民間給与等の実態

令和3年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査は、人事院及び全国の人事委員会と共同して行った。

本年の調査の概要は次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、本市職員の給与と民間企業の従業員の給与とを比較検討するため、民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査の内容等

(1) 調査の内容

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況

(2) 調査期間

4月26日(月)～6月22日(火)

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

令和3年4月分最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ事業所規模50人以上の神戸市内の民間事業所のうち、宗教、外国公務に分類される事業所を除いた全ての事業所、632事業所を対象とした。

なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 事業所の抽出

(1)に記載した事業所を企業規模別、本・支店別に給与水準が同程度の15のグループに層化し、企業規模等に偏りが出ないように、さらに給与の比較の対象となる従業員（該当従業員）が各層から同じ割合で抽出されるよう、統計的手法に則って、各層から無作為に171事業所を抽出した。

なお、調査の完結した事業所は、54ページ第9表のとおりである。

(3) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員数が多数に上るときは、所定の抽出率を用いて抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

4 調査結果の集計

- ① 調査実人員は、初任給関係で617人（うち事務・技術関係職種580人）、4月分給与関係で6,361人（うち事務・技術関係職種5,911人）の計6,978人である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は48,205人（うち事務・技術関係職種46,601人）である。
- ② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第9表 産業分類別、企業規模別調査事業所数

産業分類	企業規模		全規模					
			500人以上	100人以上500人未満	50人以上100人未満			
全産業	134	事業所	71	事業所	50	事業所	13	事業所
建設業	6		3		2		1	
製造業	48		28		16		4	
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	26		12		12		2	
卸売業、小売業	15		6		8		1	
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	7		4		3		0	
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	32		18		9		5	

- (注) 1 上記の他、調査実施に際し、企業規模・事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が7事業所、調査不能の事業所が30事業所あった。
- 2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く)である。

第10表 対応級表

規模 級	企業規模		
	500人以上	100人以上500人未満	50人以上100人未満
8	支店長、工場長	——	——
7	部長、部次長	支店長、工場長	——
6	課長	部長、部次長	支店長、工場長
5	課長代理、係長	課長	部長、部次長、課長
4	係長	課長代理	課長代理
3	主任	係長	係長
2	係員	主任	主任
1		係員	係員

- (注) 1 級とは、行政職給料表の職務の級である。
- 2 職務・職責に応じた給与制度への見直しに伴い、本年度より、上記のとおり対応級を変更した。

第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等

その1 比較対象職種

(1) 全規模

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和3年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
支 店 長	10	50.3	758,838	1,080	757,758	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)	
	大 学 卒	8	50.6	782,086	0		782,086
	短 大 卒	1	*	*	*		*
	高 校 卒	1	*	*	*		*
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	259	52.7	661,959	512	661,447	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)	
	大 学 卒	208	52.4	673,089	462		672,627
	短 大 卒	16	53.1	639,333	1,389		637,944
	高 校 卒	35	54.2	602,300	403		601,897
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 部 次 長	105	51.0	565,752	52,267	513,485	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長—課長間)	
	大 学 卒	77	50.9	572,154	56,779		515,375
	短 大 卒	8	49.7	515,174	21,250		493,924
	高 校 卒	20	51.6	559,284	46,107		513,177
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	383	48.3	578,439	15,167	563,272	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職	
	大 学 卒	302	47.8	585,152	17,927		567,225
	短 大 卒	36	48.0	516,920	5,242		511,678
	高 校 卒	44	51.9	575,899	724		575,175
中 学 卒	1	*	*	*	*		
事 務 課 長 代 理	91	49.5	503,574	21,536	482,038	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長—係長間)	
	大 学 卒	58	48.0	501,378	28,253		473,125
	短 大 卒	14	51.5	455,632	6,292		449,340
	高 校 卒	19	52.9	542,115	10,901		531,214
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 係 長	355	44.6	476,493	66,762	409,731	○係の長又は係長級専門職	
	大 学 卒	232	42.5	471,679	72,079		399,600
	短 大 卒	42	49.0	471,104	72,890		398,214
	高 校 卒	81	49.6	494,840	46,408		448,432
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 主 任	338	42.8	393,693	31,792	361,901	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長—係員間)	
	大 学 卒	236	41.1	402,848	35,900		366,948
	短 大 卒	37	45.3	343,544	18,975		324,569
	高 校 卒	62	48.2	389,062	22,636		366,426
中 学 卒	3	45.2	373,909	41,161	332,748		
事 務 係 員	1,769	40.6	381,437	43,201	338,236		
	大 学 卒	1,167	39.1	388,722	42,654		346,068
	短 大 卒	212	44.1	356,490	42,921		313,569
	高 校 卒	383	44.2	368,631	45,160		323,471
中 学 卒	7	45.2	324,922	63,506	261,416		

(注) 調査実人員が1人の場合については、平均年齢及び令和3年4月分平均給与支給額の欄を「*」としている。

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和3年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	工場長	9	52.1	696,149	165	695,984	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	8	52.1	670,314	184	670,130	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	*	*	*	*	
技 術	技術部長	148	52.8	675,492	1,962	673,530	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	106	52.9	675,573	1,241	674,332	
	短大卒	25	53.7	674,931	77	674,854	
	高校卒	17	51.2	675,702	8,198	667,504	
技 術 関	技術部次長	30	50.5	591,330	6,382	584,948	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認 められる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長—課長間)
	大学卒	22	50.2	591,113	2,746	588,367	
	短大卒	3	49.7	587,497	2,016	585,481	
	高校卒	5	52.3	594,576	25,363	569,213	
技 術 係	技術課長	358	48.3	566,702	11,087	555,615	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	250	47.2	565,964	11,847	554,117	
	短大卒	50	50.4	571,606	10,179	561,427	
	高校卒	58	51.8	565,674	8,101	557,573	
技 術 係	技術課長代理	102	45.2	508,589	38,142	470,447	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長—係長間)
	大学卒	71	45.0	504,163	32,092	472,071	
	短大卒	21	45.5	507,797	41,383	466,414	
	高校卒	10	45.8	539,804	72,562	467,242	
技 術 係	技術係長	324	47.2	501,980	72,808	429,172	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	165	46.1	478,777	69,370	409,407	
	短大卒	39	45.9	487,851	83,512	404,339	
	高校卒	112	49.1	532,532	71,616	460,916	
技 術 係	技術主任	310	43.2	428,013	72,990	355,023	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められ る主任 ○中間職(係長—係員間)
	大学卒	150	40.3	429,917	84,854	345,063	
	短大卒	39	42.4	413,426	73,966	339,460	
	高校卒	115	47.0	425,890	54,625	371,265	
種	技術係員	1,320	36.3	353,381	56,018	297,363	
	大学卒	661	33.9	349,803	55,889	293,914	
	短大卒	175	37.3	339,418	42,788	296,630	
	高校卒	480	39.4	362,599	60,104	302,495	
	中 学 卒	4	53.5	359,378	54,685	304,693	

(2) 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和3年4月平均支給額(円)			備 考	
			きま って 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
支 店 長	9	50.8	780,108	1,160	778,948	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)	
	大 学 卒	7	51.3	811,061	0		811,061
	短 大 卒	1	*	*	*		*
	高 校 卒	1	*	*	*		*
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	194	52.5	683,484	645	682,839	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)	
	大 学 卒	163	52.3	689,669	553		689,116
	短 大 卒	10	53.0	683,453	2,018		681,435
	高 校 卒	21	53.5	631,424	665		630,759
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 部 次 長	86	50.8	568,077	60,646	507,431	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長―課長間)	
	大 学 卒	62	50.7	577,809	67,494		510,315
	短 大 卒	7	48.4	491,675	14,241		477,434
	高 校 卒	17	51.9	559,601	52,162		507,439
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	277	48.5	606,769	16,830	589,939	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職	
	大 学 卒	225	47.8	608,917	19,605		589,312
	短 大 卒	22	49.2	554,896	7,871		547,025
	高 校 卒	30	53.2	624,166	251		623,915
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 課 長 代 理	62	50.3	529,368	22,046	507,322	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)	
	大 学 卒	41	48.6	522,675	28,263		494,412
	短 大 卒	9	52.2	489,856	9,162		480,694
	高 校 卒	12	54.7	578,035	9,515		568,520
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 係 長	227	44.9	508,024	79,470	428,554	○係の長又は係長級専門職	
	大 学 卒	149	42.6	504,580	89,791		414,789
	短 大 卒	23	48.2	474,463	66,062		408,401
	高 校 卒	55	50.9	534,108	51,346		482,762
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	
事 務 主 任	219	43.5	405,631	35,593	370,038	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)	
	大 学 卒	160	41.8	409,881	39,276		370,605
	短 大 卒	17	45.3	362,509	34,352		328,157
	高 校 卒	41	50.6	406,489	19,796		386,693
中 学 卒	1	*	*	*	*	*	
事 務 係 員	1,084	41.2	407,609	48,629	358,980		
	大 学 卒	759	39.7	411,865	48,392		363,473
	短 大 卒	99	43.9	374,985	47,009		327,976
	高 校 卒	223	45.9	405,751	50,428		355,323
中 学 卒	3	53.8	338,800	30,702	308,098		

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和3年4月平均支給額(円)			備 考	
			きま って 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	工場長	9	52.1	696,149	165	695,984	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	8	52.1	670,314	184	670,130	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	*	*	*	*	
技 術	技術部長	119	52.6	683,766	2,194	681,572	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	82	52.8	685,804	1,249	684,555	
	短大卒	23	53.4	674,176	83	674,093	
	高校卒	14	50.7	685,899	9,599	676,300	
技 術 関	技術部次長	12	50.5	602,757	5,127	597,630	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専門 職 ○中間職(部長―課長間)
	大学卒	8	50.0	602,339	5,766	596,573	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	3	52.1	597,830	4,938	592,892	
技 術 係	技術課長	286	48.1	581,372	8,085	573,287	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	205	47.0	579,514	8,821	570,693	
	短大卒	41	50.7	579,047	4,148	574,899	
	高校卒	40	51.8	595,360	8,163	587,197	
技 術 係 職	技術課長代理	96	45.5	512,684	36,806	475,878	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)
	大学卒	65	45.4	509,836	29,685	480,151	
	短大卒	21	45.5	507,797	41,383	466,414	
	高校卒	10	45.8	539,804	72,562	467,242	
技 術 係 種	技術係長	225	48.1	524,306	72,150	452,156	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	106	47.1	493,084	63,862	429,222	
	短大卒	24	47.3	520,610	89,868	430,742	
	高校卒	87	49.5	556,984	74,666	482,318	
技 術 係 種	技術主任	200	43.8	449,258	79,550	369,708	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)
	大学卒	93	40.0	444,699	90,767	353,932	
	短大卒	15	42.7	434,223	76,470	357,753	
	高校卒	86	48.3	453,391	63,963	389,428	
技 術 係 種	技術係員	929	36.4	358,326	56,618	301,708	
	大学卒	454	33.8	353,640	56,498	297,142	
	短大卒	85	37.5	349,988	43,281	306,707	
	高校卒	387	39.6	366,319	59,442	306,877	
中 学 卒	3	52.7	364,092	59,792	304,300		

(3) 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和3年4月平均支給額(円)			備 考	
			きま って 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
事 務	支 店 長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
技 術	事 務 部 長	62	53.4	591,896	70	591,826	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大 学 卒	45	52.9	605,604	94	605,510	
	短 大 卒	5	52.6	558,300	0	558,300	
	高 校 卒	12	55.7	550,412	0	550,412	
関 係	事 務 部 次 長	19	52.1	552,365	4,030	548,335	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長―課長間)
	大 学 卒	15	52.2	542,188	0	542,188	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	3	49.4	556,870	0	556,870	
職 種	事 務 課 長	98	47.7	498,397	10,765	487,632	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	71	47.4	507,887	12,764	495,123	
	短 大 卒	12	47.1	464,403	1,119	463,284	
	高 校 卒	14	49.2	476,797	1,696	475,101	
係	事 務 課 長 代 理	29	47.4	432,922	20,141	412,781	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)
	大 学 卒	17	46.1	435,374	28,222	407,152	
	短 大 卒	5	50.0	380,623	0	380,623	
	高 校 卒	7	48.9	462,019	13,989	448,030	
種	事 務 係 長	111	44.6	416,029	43,640	372,389	○係の長又は係長級専門職
	大 学 卒	74	42.5	399,591	33,878	365,713	
	短 大 卒	17	50.4	482,162	92,100	390,062	
	高 校 卒	20	48.5	427,658	43,630	384,028	
種	事 務 主 任	100	42.3	376,521	26,072	350,449	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)
	大 学 卒	63	39.6	402,506	31,976	370,530	
	短 大 卒	17	46.9	326,562	3,992	322,570	
	高 校 卒	18	44.7	355,371	29,938	325,433	
種	事 務 係 員	610	39.4	321,548	31,260	290,288	
	大 学 卒	371	37.9	327,777	27,784	299,993	
	短 大 卒	96	45.3	338,362	38,381	299,981	
	高 校 卒	139	39.7	287,025	36,073	250,952	
中 学 卒	4	38.1	313,528	90,441	223,087		

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和3年4月平均支給額(円)			備 考	
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 部	部長	22	54.0	610,557	685	609,872	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	18	53.7	606,615	810	605,805	
	短大卒	2	57.4	684,285	0	684,285	
	高校卒	2	53.0	577,135	0	577,135	
技 術 部 次 長	次長	18	50.5	583,809	7,208	576,601	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専門 職 ○中間職(部長―課長間)
	大学卒	14	50.4	584,651	1,008	583,643	
	短大卒	2	49.5	571,846	2,921	568,925	
	高校卒	2	52.5	589,873	54,893	534,980	
技 術 課	課長	67	49.2	491,411	30,046	461,365	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職
	大学卒	41	48.1	486,438	35,420	451,018	
	短大卒	8	48.7	526,208	54,122	472,086	
	高校卒	18	51.9	487,453	7,938	479,515	
技 術 課 長 代 理	代理	6	40.5	427,691	64,535	363,156	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)
	大学卒	6	40.5	427,691	64,535	363,156	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 係	係長	93	44.9	445,082	78,642	366,440	○係の長又は係長級専門職
	大学卒	55	43.7	450,464	88,208	362,256	
	短大卒	14	43.1	426,427	76,184	350,243	
	高校卒	24	48.2	443,959	60,038	383,921	
技 術 主 任	主任	99	42.2	383,504	60,462	323,042	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)
	大学卒	56	41.1	394,959	72,206	322,753	
	短大卒	24	42.2	396,117	71,882	324,235	
	高校卒	19	44.6	342,031	19,725	322,306	
技 術 係 員	係員	350	35.4	326,874	54,318	272,556	
	大学卒	187	34.2	329,224	54,958	274,266	
	短大卒	83	36.6	322,634	42,756	279,878	
	高校卒	79	36.6	327,254	70,385	256,869	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

(4) 企業規模50人以上100人未満

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和3年4月平均支給額(円)			備 考	
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手 当 (B)	(A)－(B)		
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店の長 (取締役兼任者を除く)	
	大 学 卒	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-		
事 務 部 長	3	54.0	555,833	0	555,833	○構成員20人又は2課以上の部相 当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)	
	大 学 卒	-	-	-	-		
	短 大 卒	1	*	*	*		*
	高 校 卒	2	53.5	588,750	0		588,750
事 務 部 次 長	-	-	-	-	-	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専 門職 ○中間職(部長―課長間)	
	大 学 卒	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-		
事 務 課 長	8	47.9	430,319	3,556	426,763	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職	
	大 学 卒	6	50.2	437,341	4,741		432,600
	短 大 卒	2	41.0	409,250	0		409,250
	高 校 卒	-	-	-	-		-
事 務 課 長 代 理	-	-	-	-	-	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)	
	大 学 卒	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-		-
	高 校 卒	-	-	-	-		-
事 務 係 長	17	41.6	353,941	10,601	343,340	○係の長又は係長級専門職	
	大 学 卒	9	40.6	356,415	5,798		350,617
	短 大 卒	2	48.5	363,198	28,234		334,964
	高 校 卒	6	41.0	347,145	11,927		335,218
事 務 主 任	19	36.5	312,931	7,137	305,794	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)	
	大 学 卒	13	37.0	304,631	1,677		302,954
	短 大 卒	3	35.7	330,210	15,144		315,066
	高 校 卒	3	35.3	331,622	22,788		308,834
事 務 係 員	75	37.7	269,172	15,944	253,228		
	大 学 卒	37	33.5	260,999	8,406		252,593
	短 大 卒	17	39.9	300,823	33,558		267,265
	高 校 卒	21	43.3	257,880	15,110		242,770
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和3年4月平均支給額(円)			備 考	
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 長	7	53.1	723,557	1,911	721,646	○構成員20人又は2課以上の部 相当の組織の長(取締役兼任者を除 く) ○職責が上記部の長と同等と認め られる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く)	
	大学卒	6	52.7	732,713	2,230		730,483
	短大卒	-	-	-	-		-
	高校卒	1	*	*	*		*
技 術 部 次 長	-	-	-	-	-	-	○前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 ○職責が上記部の次長と同等と認め られる部の次長及び部次長級専門 職 ○中間職(部長―課長間)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 課 長	5	51.6	435,658	856	434,802	○構成員10人又は2係以上の課相 当の組織の長 ○職責が上記課の長と同等と認め られる課の長及び課長級専門職	
	大学卒	4	52.3	413,400	0		413,400
	短大卒	1	*	*	*		*
	高校卒	-	-	-	-		-
技 術 課 長 代 理	-	-	-	-	-	-	○前記課長に事故等のあるときの職務 代行者 ○課長に直属し部下に係長又は部下4 人以上を有する者 ○職責が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 ○中間職(課長―係長間)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
技 術 係 長	6	42.2	381,040	17,683	363,357	○係の長又は係長級専門職	
	大学卒	4	42.5	382,665	9,684		372,981
	短大卒	1	*	*	*		*
	高校卒	1	*	*	*		*
技 術 主 任	11	39.5	343,986	35,961	308,025	○係長のいる事業所において主任の職 名を有する者 ○係長のいない事業所の主任のうち部 下を有する者 ○職責が上記主任と同等と認められる 主任 ○中間職(係長―係員間)	
	大学卒	1	*	*	*		*
	短大卒	-	-	-	-		-
	高校卒	10	39.1	339,323	39,557		299,766
技 術 係 員	41	39.2	300,622	37,578	263,044		
	大学卒	20	38.8	297,821	27,755		270,066
	短大卒	7	41.0	308,566	31,013		277,553
	高校卒	14	39.0	300,596	53,746		246,850

その2 比較対象外職種
全規模

職種名	調査 実人員 (人)	平均 年齢 (歳)	令和3年4月平均支給額(円)			備 考	
			きまって 支給する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A)-(B)		
関 能 係 ・ 職 勞 種 務	電 話 交 換 手 自 家 用 乗 用 車 自 動 車 運 転 手 守 衛 員 用 務 員	- - - 5	- - - 53.9	- - - 295,289	- - - 10,032	- - - 285,257	外国語の電話交換手及び見習は除く 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長 研 究 部 (課) 長 研 究 室 (係) 長 主 任 研 究 員 研 究 員 研 究 補 助 員	6 25 2 40 70 -	50.0 47.7 47.0 44.7 32.2 -	674,291 570,935 566,545 497,248 356,743 -	1,064 553 141 11,090 36,091 -	673,227 570,382 566,404 486,158 320,652 -	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部 (課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長、研 究部(課)長、研究室(係)長を除く)
教 育 関 係 職 種	大 学 長 ・ 副 学 長 ・ 長 学 部 長 教 授 准 教 授 講 師 学 助 教 高 校 長 校 頭 校 教 諭	11 64 48 21 20 2 6 89	60.7 58.5 50.9 47.0 40.0 65.5 53.8 42.4	879,124 703,265 560,118 541,571 496,713 663,377 620,005 479,677	0 0 0 0 0 9,450 9,157 4,532	879,124 703,265 560,118 541,571 496,713 653,927 610,848 475,145	
海 事 関 係 職 種	船 長 ・ 機 関 長 一 等 航 海 士 ・ 機 関 士 二 等 航 海 士 ・ 機 関 士 三 等 航 海 士 ・ 機 関 士 運 航 士 甲 板 長 ・ 操 機 長 甲 板 手 ・ 操 機 手 甲 板 員 ・ 機 関 員	10 12 8 11 - - - -	49.2 32.7 27.5 23.5 - - - -	730,828 728,300 456,225 455,078 - - - -	0 0 0 0 - - - -	730,828 728,300 456,225 455,078 - - - -	

第12表 民間における学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

		大学卒	短大・高専卒	高校卒
全規模	計	206,329	185,411	171,154
	500人以上	206,174	184,121	169,007
	100人以上 500人未満	206,927	188,657	175,884
	50人以上 100人未満	204,315	190,900	175,733

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、扶養手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、神戸市内の事業所について平均したものである。

2 職員の場合、現行の地域手当を含む初任給月額は、大学卒 206,752円、短大卒 183,008円、高校卒 170,800円である。

第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学歴	企業規模	項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
				計	50.5	32.8	
大学卒	500人以上	46.3	27.8	72.2	0.0	53.7	
	100人以上 500人未満	59.5	53.5	42.3	4.2	40.5	
	50人以上 100人未満	67.8	0.0	100.0	0.0	32.2	
高校卒	計	30.3	27.2	72.8	0.0	69.7	
	500人以上	31.6	26.6	73.4	0.0	68.4	
	100人以上 500人未満	31.3	30.5	69.5	0.0	68.7	
	50人以上 100人未満	7.5	0.0	100.0	0.0	92.5	

(注) 初任給の改定状況の「増額」「据置き」「減額」はそれぞれ、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間におけるベース改定の実施状況

(単位:%)

役職段階	項目 企業規模	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベア慣行なし
		計	26.8	21.3	2.9
係員	500人以上	32.3	28.2	1.8	37.7
	100人以上 500人未満	18.4	18.9	5.2	57.5
	50人以上 100人未満	30.5	0.0	0.0	69.5
課長級	計	24.6	18.6	3.0	53.8
	500人以上	27.6	24.6	1.9	45.9
	100人以上 500人未満	18.4	16.3	5.2	60.1
	50人以上 100人未満	33.4	0.0	0.0	66.6

第15表 民間における扶養（家族）手当の支給状況

(単位:円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,097
配偶者と子1人	18,466
配偶者と子2人	23,511

- (注) 1 民間の支給月額は、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象として算出した。
 2 家族手当を支給する民間の事業所の割合は、調査を実施した全事業所の77.7%であった。
 3 職員の場合、扶養手当の現行支給額は、配偶者については6,500円、子については1人につき12,000円、父母等については1人につき6,500円である。
 なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該1人につき5,000円が加算される。

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

企業規模	項目	係員		課長級		部長級	
		一定率 (額)分	考課査定分	一定率 (額)分	考課査定分	一定率 (額)分	考課査定分
全規模	計	53.2	46.8	47.1	52.9	46.2	53.8
	500人以上	52.2	47.8	42.5	57.5	43.5	56.5
	100人以上 500人未満	52.1	47.9	49.6	50.4	46.2	53.8
	50人以上 100人未満	61.2	38.8	58.7	41.3	58.7	41.3

第3部 労働経済指標

第17表 労働経済指標

項目 年度 年月	①	②	③		④		⑤				⑥		
	実質国内 総生産	常用雇用 指数 (調査産業計)	有効求人倍率		完全失業率		きまって支給する給与 (調査産業計)				所 定 内 給 与 (調査産業計)		
	全 国	全 国	全 国	兵 庫 県	全 国	兵 庫 県	全 国		兵 庫 県		全 国		
	前年度比 ・前期比 (%)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	季 節 調 整 値	季 節 調 整 値	季 節 調 整 値	モ デ ル 推 計 値	指 数 (H27=100)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	指 数 (H27=100)	前年比 ・前年同 月比 (%)	指 数 (H27=100)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	前年度比 ・前年同 月比 (%)
令和 元年度	△ 0.5	1.2	1.55	※1.38	2.3	*2.2	101.8	0.1	*107.5	0.6	102.1	0.2	0.5
令和 2年度	△ 4.6	0.0	1.10	※0.97	2.9	*2.7	100.8	△ 1.0	*102.3	△ 5.2	102.2	0.1	△ 0.1
令和2年 4 月		0.8	1.30	1.13	2.6		101.6	△ 1.3	101.5	△ 6.5	102.8	△ 0.1	△ 0.1
5 月	△ 8.1	0.2	1.18	1.04	2.8	2.8	98.7	△ 2.6	99.8	△ 7.2	101.1	△ 0.3	△ 0.2
6 月		0.2	1.12	1.03	2.8		100.0	△ 2.2	102.7	△ 4.1	102.5	△ 0.1	△ 0.3
7 月		0.2	1.09	0.99	2.9		100.6	△ 1.3	101.9	△ 4.7	102.5	0.2	△ 0.3
8 月	5.3	0.2	1.05	0.94	3.0	2.7	100.1	△ 1.6	101.8	△ 6.4	101.7	△ 0.4	△ 0.7
9 月		△ 0.1	1.04	0.93	3.0		100.7	△ 1.0	101.3	△ 6.0	102.3	0.0	△ 0.3
10 月		△ 0.1	1.04	0.92	3.1		101.8	△ 0.7	104.5	△ 4.4	103.1	0.3	△ 0.1
11 月	2.8	△ 0.1	1.05	0.92	3.0	2.7	101.1	△ 1.2	103.0	5.2	102.1	△ 0.3	△ 0.2
12 月		△ 0.3	1.05	0.91	3.0		101.4	△ 0.7	104.1	△ 4.9	102.4	0.1	△ 0.2
令和3年 1 月		△ 0.3	1.10	0.95	2.9		100.7	0.0	102.6	△ 0.7	101.7	0.4	0.0
2 月	△ 1.0	△ 0.4	1.09	0.94	2.9	2.8	100.6	△ 0.3	100.9	△ 1.3	101.6	0.3	0.2
3 月		△ 0.2	1.10	0.94	2.6		102.2	1.1	102.0	0.2	103.1	1.5	0.7
4 月		△ 0.3	1.09	0.93	2.8		103.2	1.6	105.6	4.1	103.9	1.1	0.4
資料出所	内閣府	厚生労働省			総務省・兵庫県		厚生労働省・兵庫県						

(注) 1 ①、②、⑤、⑥、⑩、⑪は平成27年基準である。

(注) 2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。

(注) 3 ③の値のうち、※の付された数値は、実数である。

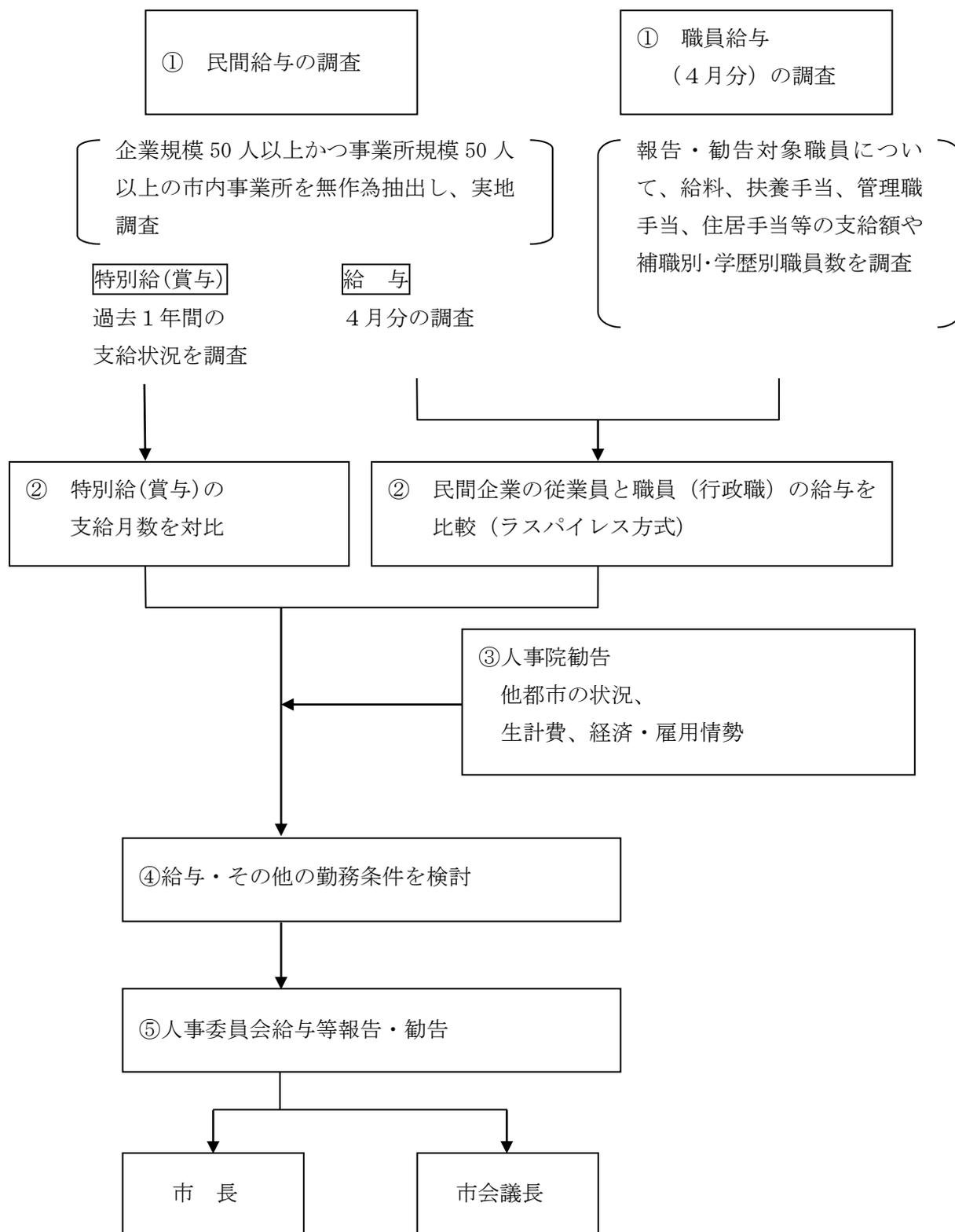
(注) 4 ④の兵庫県の数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値である。

⑥ 所定内給与 (調査産業計)		⑦ 総実労働 時間数 (調査産業計)	⑧ 所定外労働 時間数 (調査産業計)	⑨ 消 費 支 出 (名 目)						⑩ 消費者物価指数 (総合)		⑪ 国内企業 物価指数
兵 庫 県		全国	全国	全 国				神 戸 市		全 国	神 戸 市	全 国
調査産業計				二人以上の世帯		二人以上の世帯の うち勤労者世帯		二人以上 の世帯	うち勤労 者世帯			
指数 (H27=100)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(千円)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(千円)	(千円)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	前年度比 ・前年同 月比 (%)
*107.1	1.2	144.2	12.3	*293.4	*2.1	320.6	0.7	*271.2	*302.9	0.5	0.8	0.1
*102.8	△ 4.3	140.0	10.6	*277.9	*△5.3	304.5	△ 5.0	*268.8	*277.1	△ 0.2	0.3	△ 1.4
102.0	△ 5.1	143.8	10.5	267.9	△ 11.0	303.6	△ 9.9	231.8	254.6	0.1	1.4	△ 2.5
101.6	△ 4.9	126.9	8.6	252.0	△ 16.2	280.9	△ 15.5	227.9	248.3	0.1	1.2	△ 2.7
104.6	△ 1.7	141.3	9.3	273.7	△ 1.1	298.4	△ 3.3	283.6	311.0	0.1	1.0	△ 1.6
102.9	△ 3.6	145.8	10.3	266.9	△ 7.3	288.6	△ 10.1	326.0	267.6	0.3	1.3	△ 1.0
102.9	△ 5.2	133.7	9.9	276.4	△ 6.7	304.5	△ 6.5	260.2	258.4	0.2	1.2	△ 0.6
101.7	△ 6.0	140.6	10.7	269.9	△ 10.2	304.2	△ 7.7	252.8	242.8	0.0	1.1	△ 0.8
105.1	△ 3.4	147.4	11.3	283.5	1.4	312.3	2.3	265.4	263.2	△ 0.4	0.2	△ 2.1
103.2	△ 4.8	143.4	11.4	278.7	0.0	305.4	0.5	252.2	259.6	△ 0.9	△ 0.9	△ 2.3
104.3	△ 4.4	142.3	11.5	315.0	△ 2.0	333.8	△ 3.4	314.4	356.9	△ 1.2	△ 1.2	△ 2.0
102.9	0.0	135.1	11.0	267.8	△ 6.8	297.6	△ 4.8	241.0	261.0	△ 0.6	△ 0.7	△ 1.5
100.9	△ 0.2	135.4	11.1	252.5	△ 7.1	280.8	△ 7.4	272.6	339.5	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.6
101.7	0.7	145.1	12.0	309.8	6.0	344.1	6.7	308.6	414.8	△ 0.2	△ 0.4	1.2
105.4	3.4	150.4	12.1	301.0	12.4	338.6	11.5	284.1	363.2	△ 0.4	△ 1.1	3.8
兵 庫 県		厚生労働省		総 務 省 ・ 兵 庫 県								日本銀行

5 ④、⑤、⑥、⑨の令和元年度、令和2年度の欄のうち、*の付された数値は、それぞれ令和元暦年、令和2暦年の数値である。

6 ⑨は、農林漁家世帯を含む数値である。

(参考) 給与等報告・勧告の手順



民間給与との比較方法〈ラスパイレス方式〉

本市職員の給与と市内民間企業の従業員の給与を比較する際には、本市職員にあつては行政職（事務・技術職）、民間企業の従業員にあつてはこれに相当する事務・技術関係職種に該当する者の4月分の給与月額を用いている。

民間企業の従業員の給与月額については、給与改定の有無やベースアップの中止、ベースダウン、定期昇給の停止、賃金カットなどの給与抑制措置の実施状況のいかんにかかわらず、調査で得られた全てのデータを用いており、これを責任の度合（役職）、年齢、学歴別に区分して、本市職員の人員構成に置き換えた形で算出している。

（なお、対応関係については、54 ページ第 10 表を参照）

この方法（ラスパイレス方式）は、給与水準を比較する際の基礎的な条件（役職別、年齢別及び学歴別の人員構成等）を統一させて比較するものであり、条件の相違を一切考慮しない単純平均で比較する場合に比べて、より精確に給与水準の実態を反映したものとなっていることから、現在では全国統一の手法として広く定着しているところである。

なお、新規採用者については別途調査を行っているので、双方とも本年4月の新規採用者を除いて比較している。

